

工事調達における 総合評価落札方式の 運用ガイドライン

令和 3 年 1 0 月
中部地方整備局

目次

I	令和3年度運用ガイドラインの主な改定ポイント	1
1)	「新しい生活様式」及び「働き方改革」の推進	1
2)	地域の守り手となる多くの企業の活躍を推進	1
II	入札方式	3
1)	発注基準に基づく入札方式	3
2)	総合評価落札方式の運用体系	4
3)	総合評価落札方式の形式	5
4)	総合評価落札方式のタイプ別選定フロー	6
III	手順フロー	7
1)	施工能力評価型Ⅱ型 【同時提出型】（施工体制確認型）	7
2)	施工能力評価型Ⅰ型 【同時提出型】（施工体制確認型）	8
3)	企業能力評価型	9
4)	技術提案評価型（S型）WTO以外【同時提出型】（施工体制確認型）	10
5)	技術提案評価型（S型）WTO【同時提出型】（施工体制確認型）※非段階選抜型	11
6)	技術提案評価型（S型）WTO【同時提出型】（施工体制確認型）※段階選抜型	12
7)	技術提案評価型（A型）WTO	13
IV	評価基準	14
1)	評価項目一覧	14
2)	施工能力等、地域の評価基準	16
(1)	技術者の能力、企業の能力の評価基準（施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型、分任官工事）	16
(2)	技術者の能力、企業の能力の評価基準（施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型、本官工事）	18
(3)	【参考】技術者の能力、企業の能力の評価基準（施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型：塗装）	20
(4)	企業の能力の評価基準（施工能力評価型：企業能力評価型）	22
(5)	【参考】企業の能力の評価基準（施工能力評価：企業能力評価型 塗装）	24
(6)	技術者の能力、企業の能力の評価基準（施工能力評価型：チャレンジ型）	25
(7)	技術者の能力、企業の能力の評価基準（技術提案評価型S型 WTO以外）	26
(8)	段階選抜における評価基準（WTO対象案件）	28
3)	一括審査方式について	30
4)	評価項目の留意事項	31
(1)	「技術者の能力」の留意事項	31
(2)	「企業の能力」の留意事項	36
(3)	「地域精通度・貢献度」の留意事項	42
(4)	その他	43

I 令和3年度運用ガイドラインの主な改定ポイント

1) 「新しい生活様式」及び「働き方改革」の推進

① 【継続】技術資料等提出資料の削減、接触防止等の取り組み

課題	・働き方改革関連法に基づき、令和5年度までに大幅な労働時間短縮が必要。併せて、「新しい生活様式」を前提とした業務スタイルへの転換が急務。
対応	・労働時間の短縮やテレワークを前提とした調達方針に転換。 「当面の工事及び業務における事務の執行について」(R2. 5. 8)を継続すべき内容を定常化。

② 【継続】企業能力評価型（契約手続き短縮タイプ）

課題	・応札者の技術資料の作成及び発注者の技術資料審査の負担。契約手続き期間が最短でも約1.5カ月を要する。 ・地域に精通し技術力がある企業であっても、技術者の要件を満たせないことから、工事への参画ができない。
対応	・総合評価落札方式における施工能力評価型の工事について、技術的難易度の低い工事等において、評価項目のうち、「技術者の能力」の加算点を設定しない。（監理技術者等の要件をみたせば参加資格を有） ・「企業の能力等」の評価項目を最小限で設定。 ・入札手続き中に見積もり徴収は行わず参考価格等を提示し、工事契約後、見積等により実勢価格で精算。 ・上記により、応札者の資料作成、発注者の審査内容等削減により手続きに係る期間を短縮。

③ 【継続】週休2日取組企業に対する評価項目を改定

課題	・働き方改革関連法に基づき建設業に従事する労働者の健康確保やWLBの改善、将来の担い手を確保するためにも休日数を増やし、より働きやすい職場環境づくりを行っていくことが必要。
対応	・4週8休を評価。特に完全週休2日を対象期間の全ての週で達成した企業を高く評価 ・「企業の能力等」の評価項目のうち「週休2日の取組実績」の評価項目・配点を見直し。

④ 【継続】労働時間短縮に向けた i-Construction の推進

課題	・i-Construction における「ICTの全面的な活用」の取り組みによる生産性向上を図るべく、一層の普及推進が必要。
対応	・i-Construction におけるICT活用を実施する場合、「企業の能力等」の評価項目において評価。

⑤ 【継続】段階的選抜方式の適用変更

課題	・一次選抜者は、最低10者選抜と、10者を超えた者の半数(最大20者)としているが、受発注者負担軽減の観点から、更に選抜者数を絞ることが必要。 ・選抜される企業が固定されないよう、さまざまな企業が流動的に選抜されることが必要。
対応	・一次選抜者数は最低10者選抜と、10者を超えた者の半数(切り上げ、15者を上限)。 ・流動的に企業が選抜されるよう配点等を見直し。

2) 地域の守り手となる多くの企業の活躍を推進

① 【継続】 【一部改定】 施工実績及び工事成績の評価区分・配点見直し

課題	・技術者の高齢化及び減少が問題の中、若手技術者の入職が思うように進まないのが実態。適切に世代交代し、若手技術者がやりがいをもって活躍できる環境整備が急務。
対応	・施工実績(配置予定技術者・企業)及び、近年の工事成績評定点の状況を踏まえた配点の見直し ・「技術者の能力」及び「企業の能力等」の配点バランスを見直し。 ・「同種(・類似)工事の施工実績」及び「工事成績」の評価点・評価区分を見直し。

② 【継続】維持修繕工事施工実績の評価区分・配点見直し

課題	・ 今後は、改築工事など新しく作る工事が減少しメンテナンス工事が中心となってくるものと予測され、地域の維持を行う企業の活躍が一層重要。しかしながら、維持修繕工事の応札者が少なく、今後、地域を維持していく企業の安定的な経営環境の確保が懸念され、維持修繕系工事で利益が出る環境への転換が必須。
対応	・ 地域維持に貢献する維持修繕系工事を中心に受注する企業の競争力を高めるため、維持修繕的工事の実績に加え、経常維持工事(24時間体制)をより高く評価 ・ 「企業の能力等」の評価項目のうち「維持修繕工事等の施工実績」の評価点・評価区分を見直し

③ 【継続】遠方地への支援活動実績評価

課題	・ 防災・災害復旧の担い手となる企業に対し、災害支援活動等の実績を評価してきたが、近年の災害の頻発化・激甚化の状況を踏まえ、全国的な支援態勢の確保が必要。
対応	・ 中部地整及び政府調達機関等の要請による中部地整外の災害・支援活動等の実績を高く評価。 ・ 「企業の能力等」の評価項目のうち「中部地整管外の遠方地への支援活動」の実績を評価。(分任官工事に標準)。

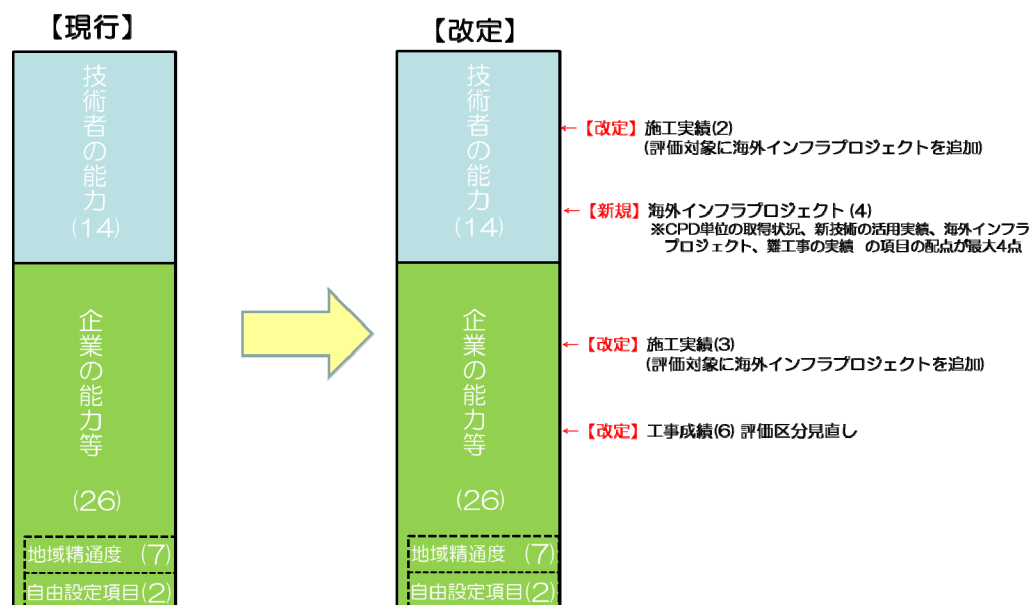
④ 【継続】難工事指定対象工事の実績評価

課題	・ 作業ヤードが狭隘、関係機関との密接な調整が必要など、社会条件やマネジメント特性の難しい「難工事」は競争参加者が少ないのが現状。
対応	・ 中部地方整備局発注(港湾空港関係を除く)の難工事指定対象工事において、元請けとして完成・引渡しが完了した工事(70点以上)を評価 (WTO 工事以外対象)。 ・ 「技術者の能力」及び「企業の能力等」の評価項目について「難工事指定対象工事」の実績評価。(各1点)

⑤ 【継続】チャレンジ型の評価項目改定

課題	・ 地域に精通し技術力がある企業であっても、近年、直轄工事の受注実績がなく参画ができない。
対応	・ チャレンジ型方式を『総合評価落札方式の運用ガイドライン』に R1 から位置づけ活用 ・ 県・政令市の実績を国と同等評価。工事成績や表彰実績を評価対象とせず施工計画を加点点評価 【拡大】○維持修繕工事の施工実績(国・都道府県・政令市等を同等に評価) ○ 発注事務所管内の工事实績を評価(特に出張所管内の実績を高く評価)

評価項目の考え方



() : 配点 現行：(施工能力評価型(分任官工事)の例)
改定：(施工能力評価型(分任官工事)の例)

II 入札方式

1) 発注基準に基づく入札方式

発注基準に基づく入札方式

一般土木・建築			アスファルト舗装			電気設備・暖冷房衛生設備			造園			等級区分 なし (その他)	
契約予 定金額 億円	契約方式	等級 区分	契約予 定金額 億円	契約方式	等級 区分	契約予 定金額 億円	契約方式	等級 区分	契約予 定金額 億円	契約方式	等級 区分	契約予 定金額 億円	契約方式
7.2 6.9 3.0	一般競争 (WTO) ※2	A	6.9	一般競争 (WTO)	A	6.9	一般競争 (WTO) ※3	A	6.9	一般競争 (WTO)	A	6.9	一般競争 (WTO)
	一般競争 (拡大)	B		一般競争 (拡大)			一般競争 (拡大)			一般競争 (拡大)			一般競争 (拡大)
		C											
0.6	試行 一般競争 (拡大) ※1	D	0.5	試行 一般競争 (拡大) ※1	C	0.5	試行 一般競争 (拡大) ※1	C	0.25	試行 一般競争 (拡大) ※1	B	0.6	試行 一般競争 (拡大) ※1

一般競争は250万円以上から実施

※1 「一般競争入札方式の拡大について（平成17年10月7日国地契第80号）」より予定価格が6千万円以上の工事にまで

一般競争入札方式を拡大。予定価格が6千万円未満の工事についても一般競争入札方式を試行する。

※2 一般競争入札方式において競争参加資格とする経営事項評価点数について1,200点以上有すること。

※3 一般競争入札方式において競争参加資格とする経営事項評価点数について1,100点以上有すること。

2) 総合評価落札方式の運用体系

総合評価等のタイプ		試行等の項目に対する総合評価タイプへの適用区分の目安						
		フレックス工期 ※1	一括審査	段階的選 抜	参加者確 認型	簡易確 認型選 抜	地域維持 型 JVの適用	新技術導 入促進型
技術 提案 評価 型	S型(WTO)	原則 適用	選択	選択	—	—	—	選択
	S型(拡大)	原則 適用	選択	—	選択	—	—	選択
施工 能力 評価 型	I 型 (地域型含む)	原則 適用	選択	—	選択	—	—	選択
	II 型 (地域型含む)	原則 適用	選択	—	選択	選択	選択	選択
	企業能力評価型	原則 適用	選択	—	選択	選択	選択	—
	チャレンジ型	原則 適用	—	—	—	—	選択	—
試行項目等の適用概要 等		余裕期間 を設け工 事始期等 を受注者 が任意に 設定。(工 事始期期 限は発注 者が指 定)	工事内容 が同じ等、 一括審査 可能な要 件を満たす 案件に適 用	応札者が 10社を超 える見込 みの工事 に適用	過去3回 程度、同 一の一者 応札が継 続している 経常維持 工事・機械 設備等に 適用	簡易技術 資料の提 出で3社 程度を落 札候補者 とする。応 札者が概 ね6社以 上見込ま れる工事 に適用	地域で継続 的に実施す る維持・修 繕工事を対 象に実施。 (参加確認 型の対象工 事とあわせ て実施)	新技術導 入促進II 型はS型工 事を対象。 新技術導 入促進I 型は施工 能力評価 型を対象と し実施。
試行項目等の実施年度		H28～	H26～	H26～	H28～	H30～	R2～	H29～
(参考)試行項目等の目的		平準化 (労働 者・資機 材確保)	働き方改革の推進 (受発注者の事務負担軽減)				担い手確 保・育成	新技術 の 活用

事故等による指名停止等に関する事項を廃止

※1 円滑な工事施工を確保するため、国債工事及び標準工期に対して全体工期に余裕が見込まれる単年度工事については原則適用するものとする。

3) 総合評価落札方式の形式

◆ 施工能力評価型

発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを企業・技術者の能力等で確認する工事

形式	分類の考え方
Ⅱ型	○工事難易度がⅠの工事で技術提案及び施工計画を求めて評価する必要がない工事 ○工事難易度がⅡの工事で技術提案及び施工計画を求める必要がない工事を目安 ・施工計画を求めない
Ⅰ型	○工事難易度がⅡ以上の工事で技術提案を求めて評価する必要がない工事を目安 ○技術提案を求めて評価する必要がない工事 ・施工計画を求めて企業の施工能力を確認する
企業能力評価型	○工事難易度の低い工事を目安 ・評価項目のうち、「技術者の能力」の加算点を設定しない。 ・契約手続き期間の短縮が可能
チャレンジ型	○工事難易度の低い工事を目安 ・自治体(県・政令市)の工事施工実績を同等評価 ・過去の受注工事の工事成績や表彰実績を評価対象とせず、施工計画を加点評価等

◆ 技術提案評価型(S型)

発注者が示す標準案に対し、施工上の工夫等の技術提案を求め、工事品質の向上を図る必要のある工事

- WTO対象工事
 - 「工事難易度に係る難易度」の項目にA評価があり、かつ技術的工夫の余地がある(発注者による技術的判断)
 - 技術提案評価型(A型)以外で現場条件等により技術提案を評価する必要がある工事
- ※必要に応じ段階選抜を実施する

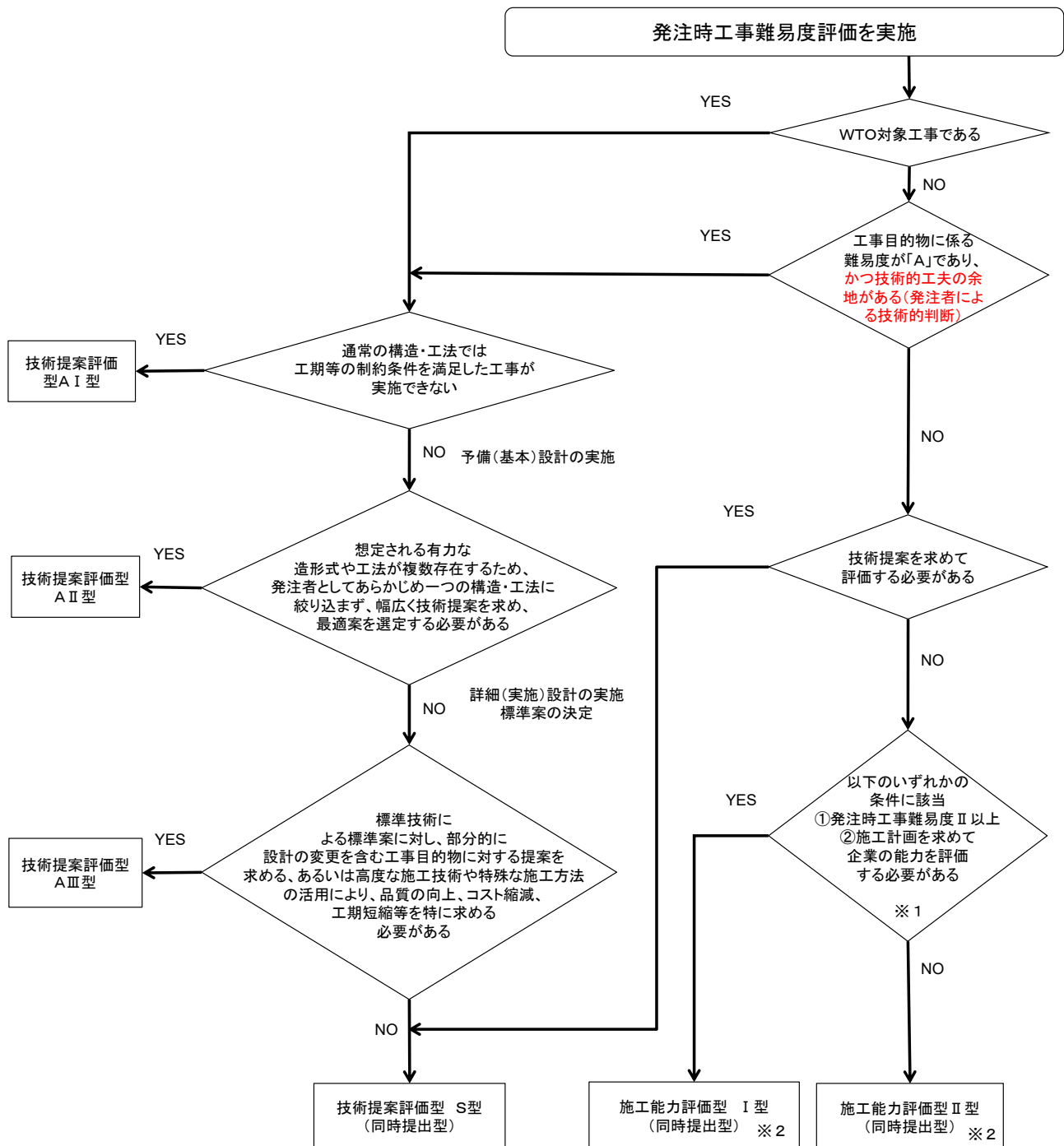
◆ 技術提案評価型(A型)

社会的要請の高い特定の課題に対し、工事自体の価値・工事品質をより向上させる必要のある工事

- ・社会的要請の高い特定課題に対し高度な技術力を審査・評価
- ・技術対話を通じ技術提案の改善を行う
- ・技術提案を基に予定価格を作成

形式	分類の考え方
AⅠ型	通常の構造・工法では工期等の制約条件を満足できない 等 ※設計施工一括発注方式 ※標準案を設定しない
AⅡ型	想定される有力な構造形式・工法が複数存在し、発注者として予め一つに絞り込まず幅広く技術提案を求め、最適案を選定することが適切 等 ※設計施工一括発注方式 ※標準案を設定しない(複数の候補有り)
AⅢ型	標準案に対し、高度な施工技術や特殊な施工方法の活用により、社会的便益を相当程度高めることを期待 等 ※標準案有り

4) 総合評価落札方式のタイプ別選定フロー

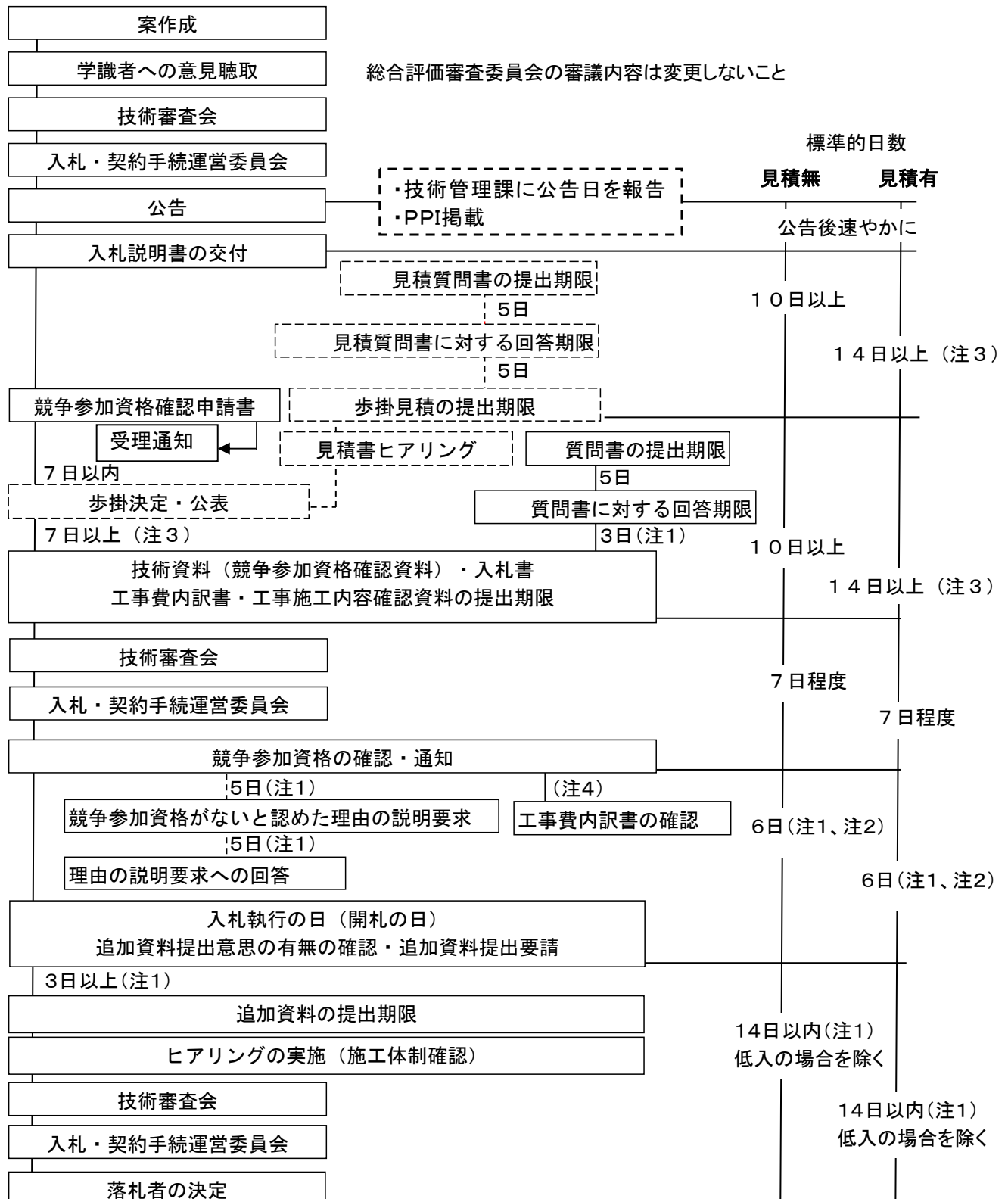


※ 1 : 工事難易度がⅡ以上であっても、企業・技術者の能力評価により確実な施工上の性能等が確保される工事については、施工能力評価型Ⅱ型の適用も可能。

※ 2 : 企業能力評価型・チャレンジ型は、原則、施工能力評価型で発注する工事に適用する。

Ⅲ 手順フロー

1) 施工能力評価型Ⅱ型 【同時提出型】（施工体制確認型）



上記日数は、手続きの翌日からの期日を示したものである。

（注1）営業日（日曜日、土曜日、祝日等を含まない。）

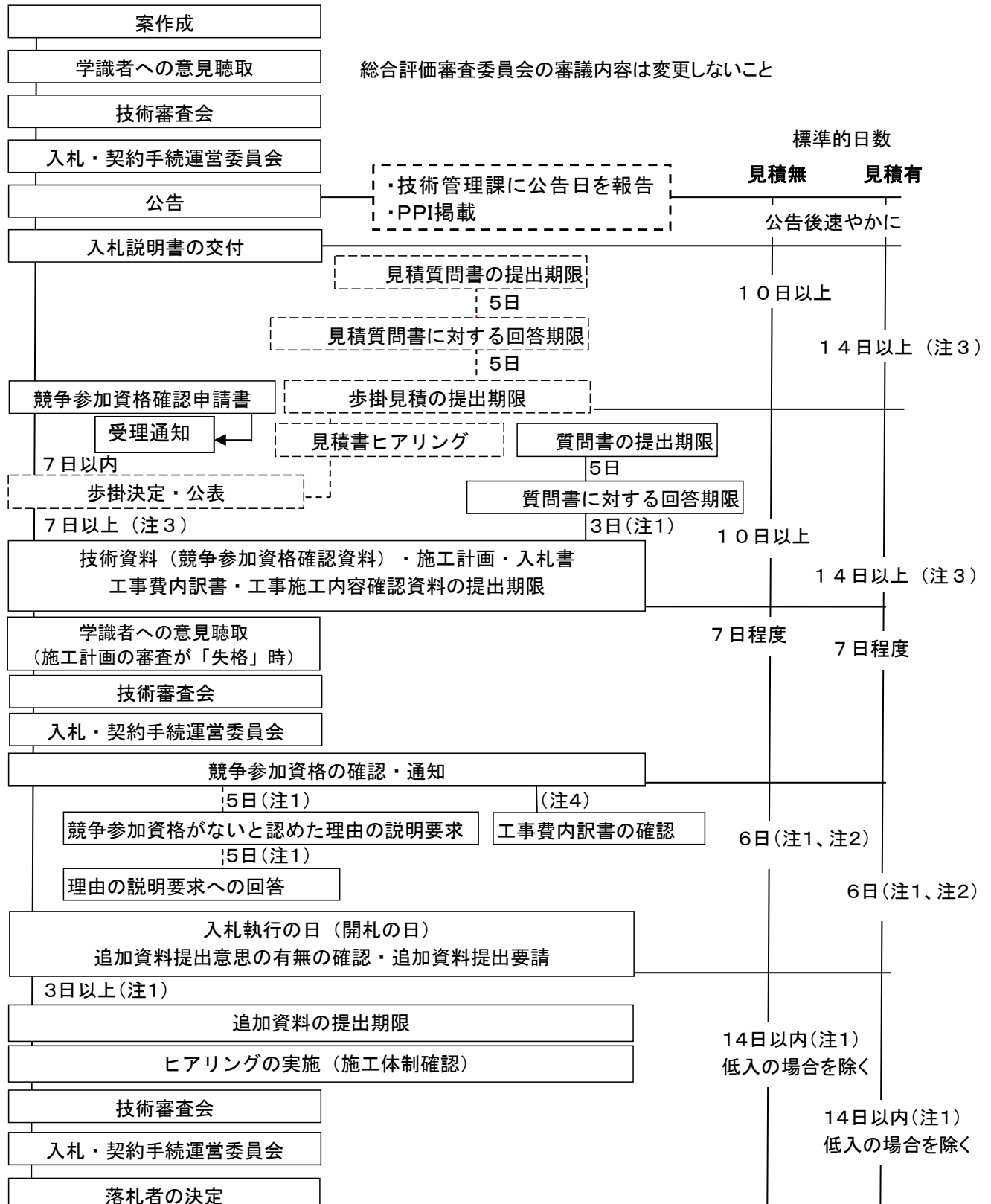
（注2）6日は企業からの説明要求がない場合、説明要求があった場合は11日

（注3）歩掛かり見積りの内容によっては、適切な期間を十分確保すること

（注4）同時提出方式での工事費内訳書の開封時期は、競争参加資格確認通知の日以降とする。

※ チャレンジ型にも適用できるものとする。

2) 施工能力評価型Ⅰ型 【同時提出型】 (施工体制確認型)



上記日数は、手続きの翌日からの期日を示したものである。

(注1) 営業日(日曜日、土曜日、祝日等を含まない。)

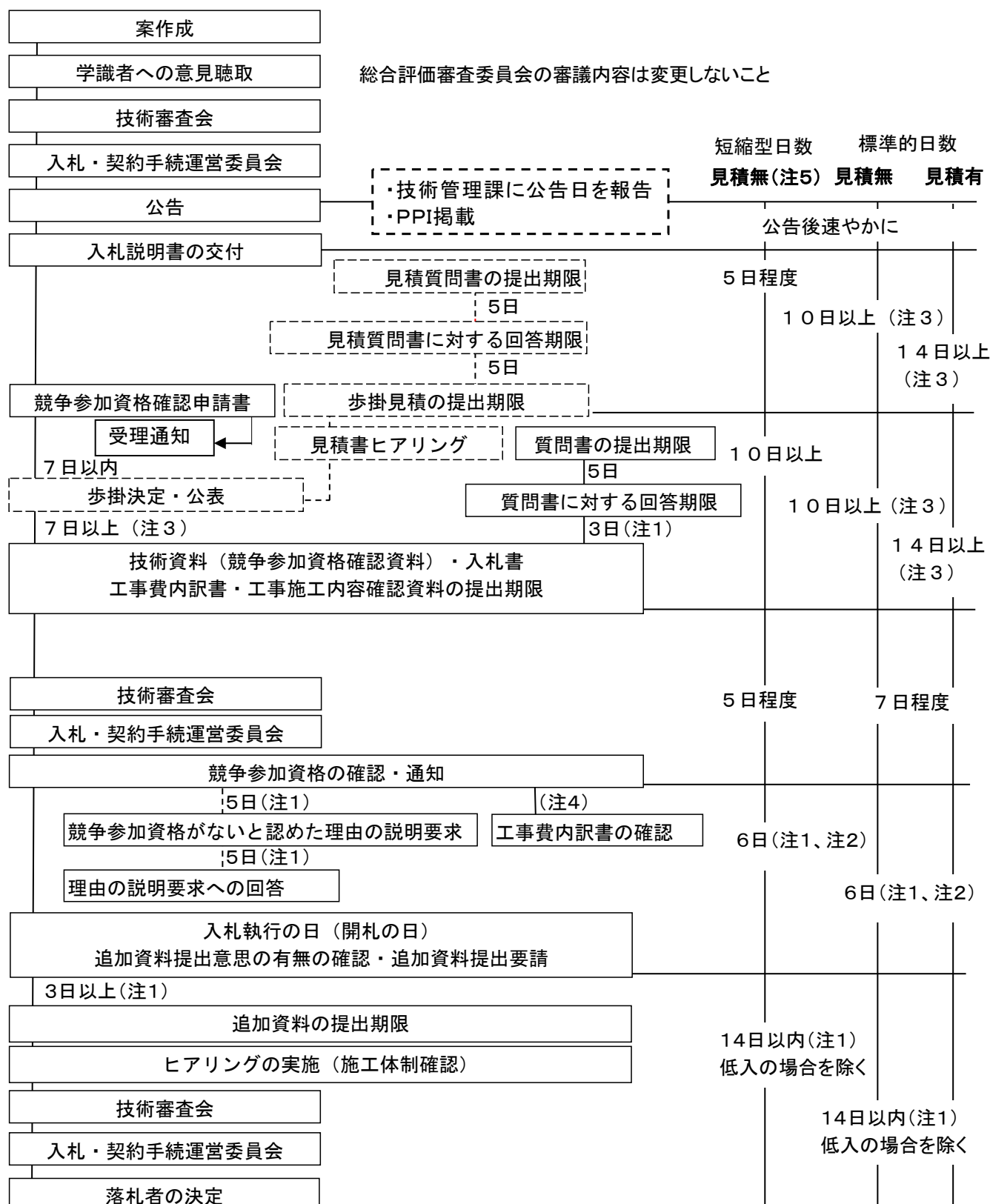
(注2) 6日は企業からの説明要求がない場合、説明要求があった場合は11日

(注3) 歩掛り見積りの内容によっては、適切な期間を十分確保すること

(注4) 同時提出方式での工事費内訳書の開封時期は、競争参加資格確認通知の日以降とする。

※ チャレンジ型にも適用できるものとする。

3) 企業能力評価型



上記日数は、手続きの翌日からの期日を示したものである。

(注1) 営業日(日曜日、土曜日、祝日等を含まない。)

(注2) 6日は企業からの説明要求がない場合、説明要求があった場合は11日

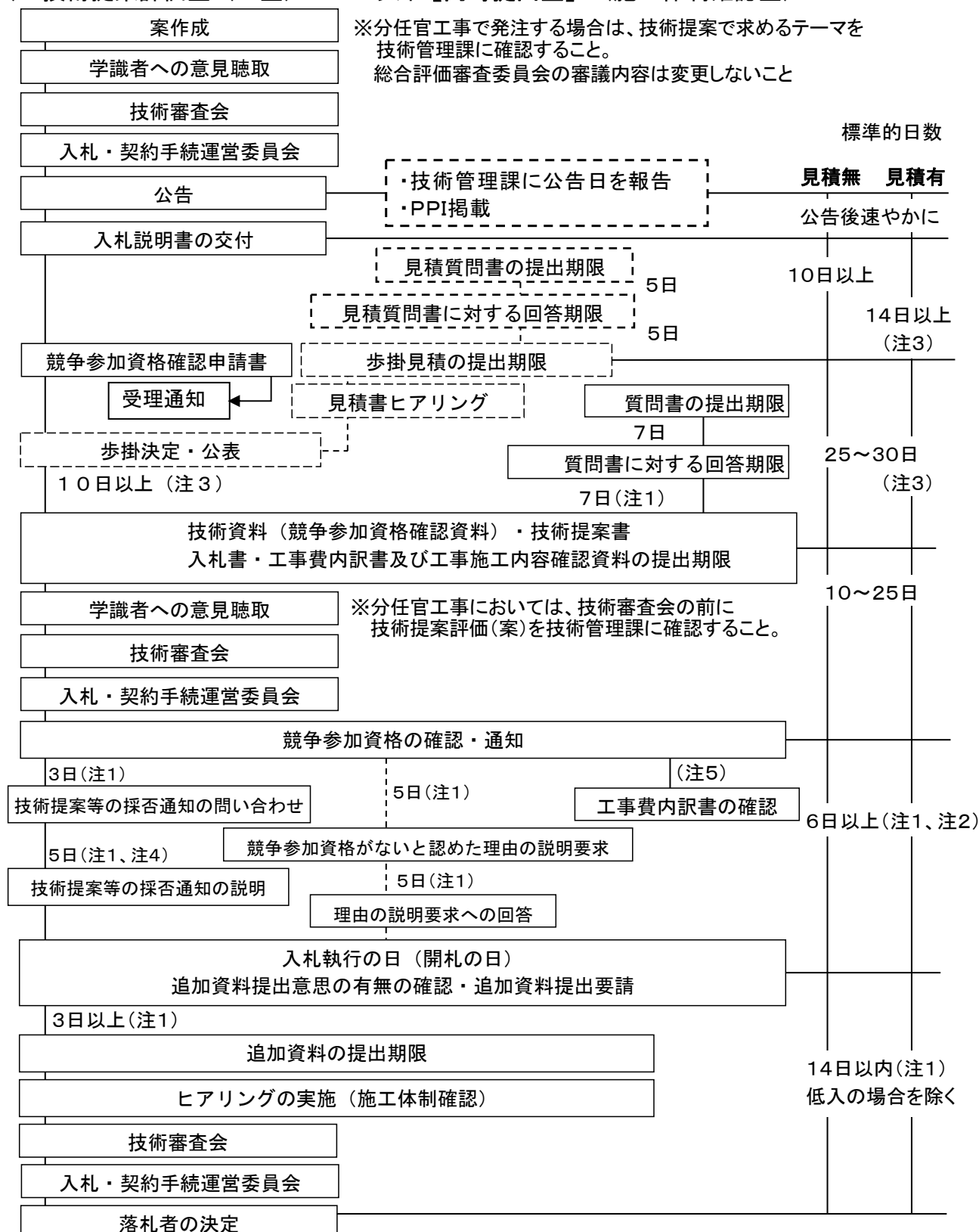
(注3) 歩掛かり見積りの内容によっては、適切な期間を十分確保すること

(注4) 同時提出方式での工事費内訳書の開封時期は、競争参加資格確認通知の日以降とする。

(注5) 入札手続き中に見積もり徴収は行わず参考価格等を提示し、工事契約後、見積等にて実勢価格にて精算変更を実施。

政府調達に関する協定(WTO)以外の場合

4) 技術提案評価型 (S型) WTO 以外【同時提出型】(施工体制確認型)



上記日数は、手続きの翌日からの期日を示したものである。

(注1) 営業日(日曜日、土曜日、祝日等を含まない。)

(注2) 6日は企業からの説明要求がない場合、説明要求があった場合は11日

(注3) 歩掛り見積りの内容によっては、適切な期間を十分確保すること

(注4) 可能な限り開札までに説明が行えるよう、迅速な対応に努める

(注5) 同時提出方式での工事費内訳書の開封時期は、競争参加資格確認通知の日以降とする

政府調達に関する協定(WTO)の場合

5) 技術提案評価型 (S型) WTO【同時提出型】(施工体制確認型) ※非段階選抜型



上記日数は、手続きの翌日からの期日を示したものである。

(注1) 営業日(日曜日、土曜日、祝日等を含まない。)

(注2) 8日は企業からの説明要求がない場合、説明要求があった場合は18日

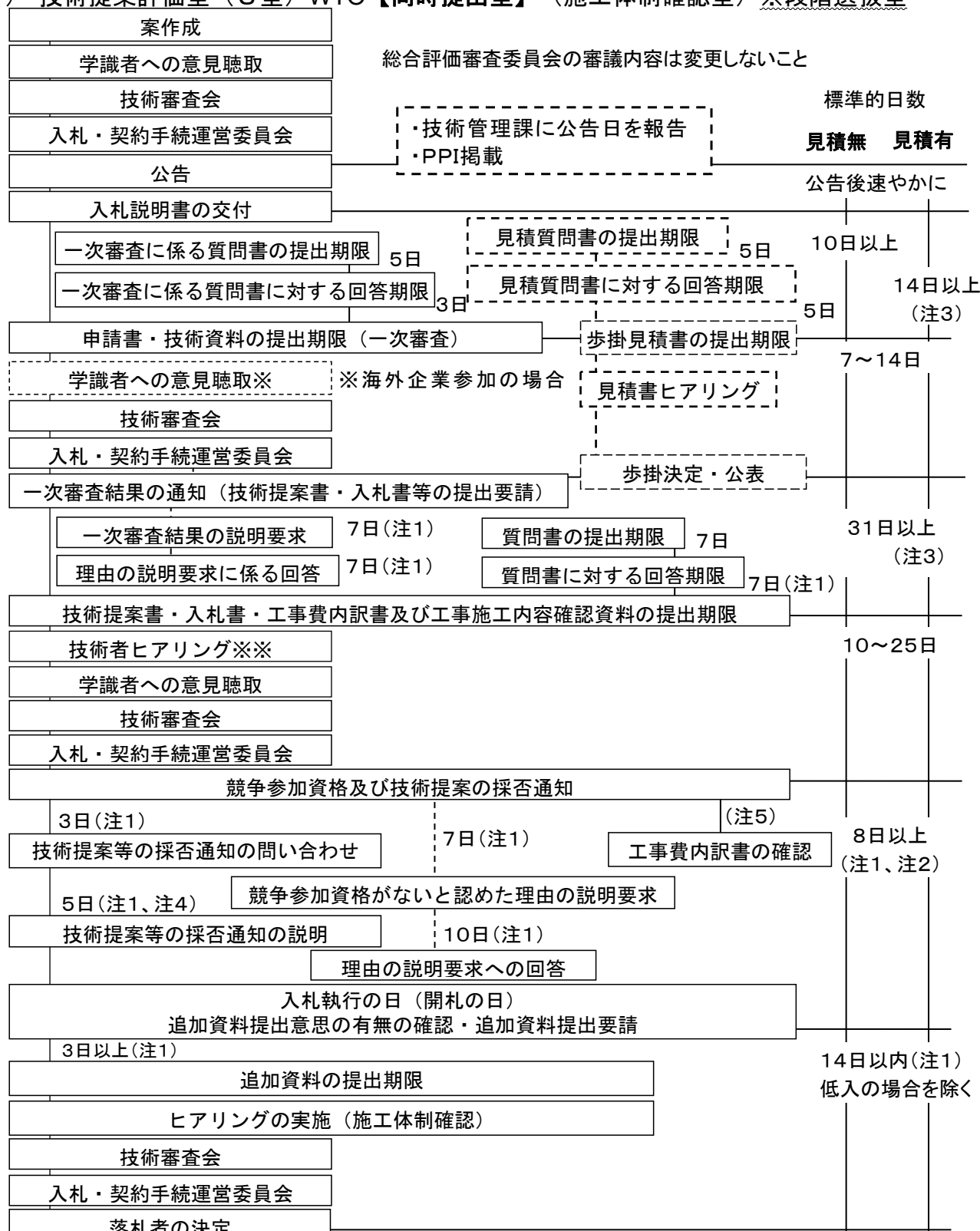
(注3) 歩掛かり見積りの内容によっては、適切な期間を十分確保すること

(注4) 可能な限り開札までに説明が行えるよう、迅速な対応に努める

(注5) 同時提出方式での工事費内訳書の開封時期について、競争参加資格確認通知の日以降とする。

政府調達に関する協定(WTO)の場合

6) 技術提案評価型 (S型) WTO【同時提出型】(施工体制確認型) ※段階選抜型



上記日数は、手続きの翌日からの期日を示したものである。

※段階選抜は、必要がある場合に試行的に実施

※※技術者ヒアリングは、配置予定技術者の監理能力又は技術提案に対する理解度を確保する必要がある場合に実施。

(注1) 営業日(日曜日、土曜日、祝日等を含まない。)

(注2) 8日は企業からの説明要求がない場合、説明要求があった場合は18日

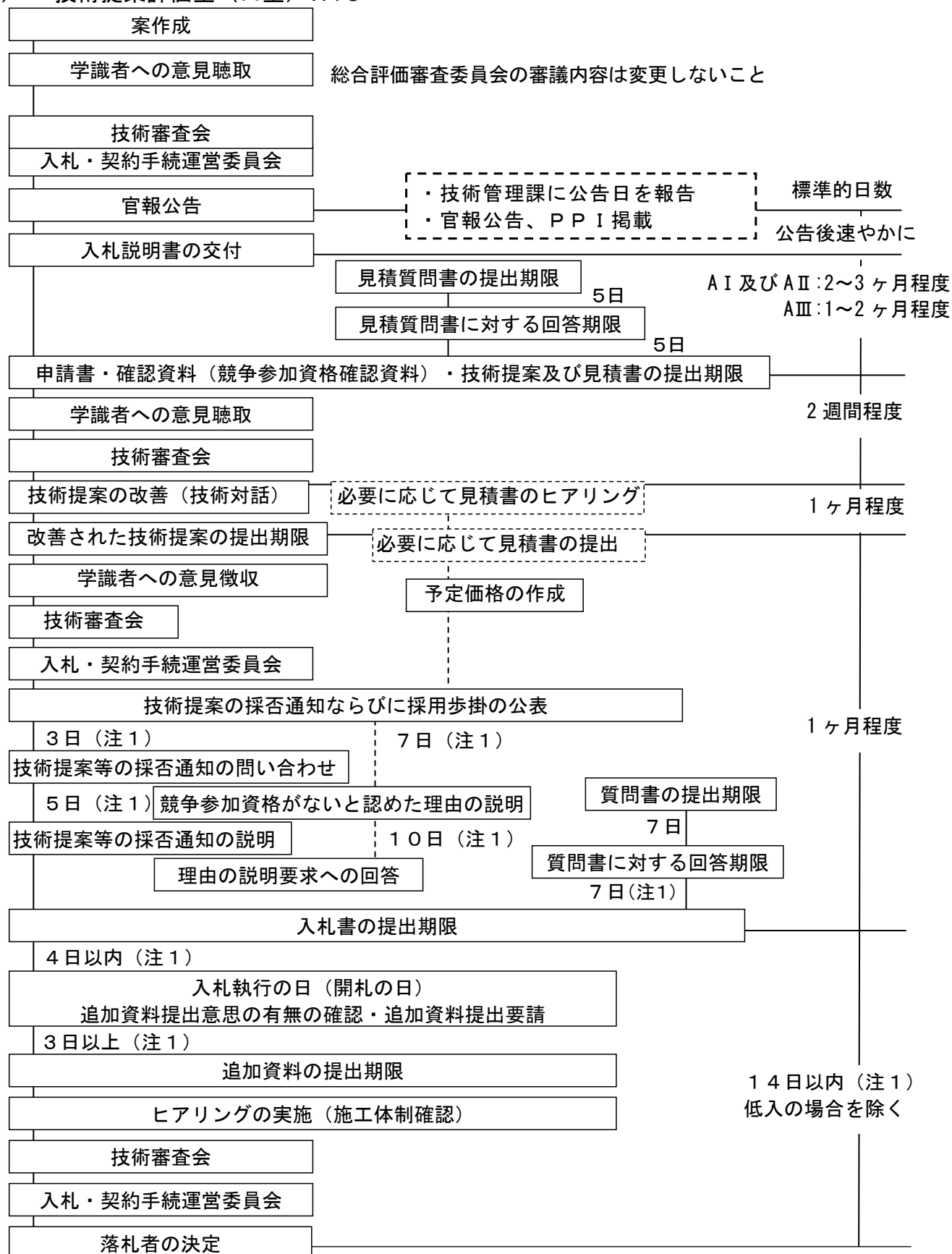
(注3) 歩掛り見積りの内容によっては、適切な期間を十分確保すること

(注4) 可能な限り入札書の提出期限までに説明が行えるよう、迅速な対応に努める

(注5) 同時提出方式での工事費内訳書の開封時期について、競争参加資格確認通知の日以降とする

政府調達に関する協定(WTO)場合

7) 技術提案評価型 (A 型) WTO



上記日数は、手続きの翌日からの期日を示したものである。

(注1)営業日(日曜日、土曜日、祝日等を含まない。)

IV 評価基準

1) 評価項目一覧

評価項目		一般競争（拡大）								WTO				
		施工能力評価型								技術提案評価型				
		施工能力評価型Ⅱ型				施工能力評価型Ⅰ型				技術提案評価型S型		技術提案評価型S型		
		本官工事		分任官工事		本官工事		分任官工事		適用		適用		
		適用	配点の範囲	適用	配点の範囲	適用	配点の範囲	適用	配点の範囲	適用	配点の範囲	適用	配点の範囲	
技術提案	1テーマ	—	—	—	—	—	可or不可	—	可or不可	○	最大30点	○	最大60点	
	2テーマ	—		—		—		—		(○)		(○)		
施工計画		—	—	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	
配置予定技術者ヒアリング		—		—		—		—		※2 (○)	—	※2 (○)	—	
技術者の能力	配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績 【より同種は除く】		2点	14点	2点	14点	2点	14点	2点	14点	2点	11点		
	工事成績	平成25年度以降に完成した工事実績 配置予定技術者の実績として提出された成績を評価	5点		5点		5点		5点		3点			
		配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績として提出された工事成績のうち安全対策の評価点を評価	3点		3点		3点		3点		2点			
	継続教育（CPD）単位の取得状況		最大4点		最大4点		最大4点		最大4点		最大4点			最大4点
	新技術の活用実績	配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績として提出された工事における「新技術情報提供システム（NETIS）」等に掲載された技術の活用件数で評価												
	海外インフラプロジェクト優良技術者	海外インフラプロジェクトの表彰制度を活用し、表彰された技術者を海外インフラプロジェクト優良技術者として加算評価												
	難工事指定対象工事の実績	中部地方整備局（港湾空港関係を除く）の発注した難工事指定対象工事のうち、元請けとして完成・引き渡し完了した工事の実績を評価（過去1年）												
企業の能力等	企業の同種、類似工事の施工実績（平成18年度以降）		3点	最大19点	3点	最大17点	3点	最大19点	3点	最大17点	3点	最大16点		
	維持修繕工事等の施工実績（平成29年度～令和2年度）		3点		6点		3点		6点		3点			
	工事成績	中部地整（港湾空港関係除く）発注の平成29年度～令和2年度に完成した「当該工事」の平均点で評価	6点		6点		6点		6点		4点			
	難工事指定対象工事の実績	中部地方整備局（港湾空港関係を除く）の発注した難工事指定対象工事のうち、元請けとして完成・引き渡し完了した工事の実績を評価（過去1年）	1点		1点		1点		1点		1点			
	優良工事表彰等	令和2、3年度表彰（認定）	最大2点		最大2点		最大2点		最大2点		最大2点			
	安全工事表彰	令和2、3年度表彰												
	社会貢献等表彰	令和2、3年度表彰												
	週休2日取組実績		2点		2点		2点		2点		2点			
	遠方地への支援活動		（－）		2点		（－）		2点					
	登録基幹技能者の配置		1点		1点		1点		1点		1点			
	担当技術者の資格		<1点>※1		<1点>※1		<1点>※1		<1点>※1		<1点>※1			
	BIM/CIM活用工事の実績		1点		1点		1点		1点		1点			
	ICT-ConstructionにおけるICTの活用	「MC、MG」を活用した施工の実績（ICT土工：発注者指定Ⅱ型）			<2点>※1				<2点>※1					
		i-ConstructionにおけるICT土工を実施（ICT土工：施工者希望Ⅰ型）			<2点>※1				<2点>※1					
		i-ConstructionにおけるICT舗装工（A s.Co）を実施（ICT舗装工（A s.Co）：施工者希望Ⅰ型）			<2点>※1				<2点>※1					
		i-ConstructionにおけるICT河川浚渫工を実施（ICT河川浚渫工：施工者希望Ⅰ型）			<2点>※1				<2点>※1					
		i-ConstructionにおけるICT舗装工（修繕工）を実施（ICT舗装工（修繕工）：施工者希望Ⅰ型）			<2点>※1				<2点>※1					
手持ち工事量※3			<2点>※1		<2点>※1									
地域精通度・貢献度	地域内の拠点の有無			最大3点	2点	7点		最大3点	2点	7点	2点	最大3点		
	災害活動実績		2点		2点		2点							
	災害協定締結の有無		1点		2点		1点		2点		1点			
	ボランティアによる地域貢献		1点		1点		1点		1点					
自由設定項目	①自由項目			各1点（2項目選定）	2点			各1点（2項目選定）	2点					
	②自由項目													
工事成績（マイナス評価）		中部地整（港湾空港関係除く）発注の令和元、2年度の工事成績で「60点未満」がある場合		2工事以上：－12点 1工事：－6点		2工事以上：－12点 1工事：－6点		2工事以上：－12点 1工事：－6点		2工事以上：－12点 1工事：－6点				
小計		36点		40点		36点		40点		30点		－		
加算点 合計		36点		40点		36点		40点		60点		60点		

※1 適用条件を満たす場合は、< > を評価項目に追加する

※2 配置予定技術者ヒアリング：WTO対象工事及び、技術提案評価型の内、技術的難易度が比較的高く、配置予定技術者の技術力が求められる工事（技術提案）×（ヒアリング係数：1.0～0）で評価

※3 3号定価格3億円未満の一般土木工事に適用

評価項目			一般競争（拡大）					
			施工能力評価型					
			企業能力評価型		チャレンジ型			
			適用	配点の範囲		適用	配点の範囲	
技術提案	1テーマ	—	—		—	—		
	2テーマ	—			—	—		
施工計画		—			○	15点		
配置予定技術者ヒアリング			—		—			
技術者の能力	配置予定技術者の同種工事の施工実績 【より同種は除く】		—	—	3点 （※県・政令市の実績を同等評価）		5点	
	継続教育（CPD）単位の取得状況		—		最大 2点			
	海外インフラプロジェクト優良技術者	海外インフラプロジェクトの表彰制度を活用し、表彰された技術者を海外インフラプロジェクト優良技術者として加点評価	—					
企業の能力等	企業の能力	企業の同種、類似工事の施工実績（平成18年度以降）		3点	最大 17点	4点 （※県・政令市の実績を同等評価）		最大 15点
		維持修繕工事等の施工実績（平成29年度～令和2年度）		6点		5点		
		工事成績	中部地整（港湾空港関係除く）発注の平成29年度～令和2年度に完成した「当該工事」の平均点で評価	6点		—		
		難工事指定対象工事の実績	中部地方整備局（港湾空港関係を除く）の発注した難工事指定対象工事のうち、元請けとして完成・引き渡し完了した工事の実績を評価（過去1年）	1点		—		
		優良工事表彰等	令和2、3年度表彰（認定）	最大 2点		—		
		安全工事表彰	令和2、3年度表彰			—		
		社会貢献等表彰	令和2、3年度表彰			—		
		週休2日取組実績		2点		—		
		遠方地への支援活動		2点		—		
		i-ConstructionにおけるICTの活用（ICT土工：発注者指定型Ⅱ型のみ）		<2点>		<2点>		
		登録基幹技能者の配置		1点		1点		
	地域精通度・貢献度	当該事務所管内の工事実績（平成18年度以降）		—	7点	2点		
		地域内の拠点の有無		2点		3点		
		災害活動実績		2点		2点		
		災害協定締結の有無		2点		2点		
		ボランティアによる地域貢献		1点		1点		
工事成績（マイナス評価）		中部地整（港湾空港関係除く）発注の令和元、2年度の工事成績で「60点未満」がある場合		2工事以上：－12点 1工事：－6点		2工事以上：－12点 1工事：－6点		
小計			24点		20点			
加算点 合計			24点		35点			

2) 施工能力等、地域の評価基準

(1) 技術者の能力、企業の能力の評価基準(施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型、分任官工事)

一般競争(拡大)

施工能力評価型Ⅱ型、Ⅰ型(分任官工事)

技術者の能力 (最大4点)	配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績	同種性が認められる	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」 上記以外の国の機関 政府関係機関 都道府県・政令市およびその関係機関 市町村・民間事業	2点	1点	0.5点	0点				
		類似	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」 上記以外					0			
	配置予定技術者の工事成績	・配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績として提出された企業が得た「工事成績」で評価 ・国土交通省地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局が発注する平成25年度以降に完成した工事が対象 ・上記実績がない場合は「見なし65点」	5点	4点	3点	2点	1.5点	1点	0点	65点以上 76点未満 実績無し (見なし65点)	
		・上記の配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績として提出された企業が得た「工事成績」の内訳(項目別評定点)の「安全対策」の評定点で評価。 ・評価期間は、上記と同じ。 ・評価は、安全対策の評定点を対象に得点率(評定点/満点)にて加減	3点			2点			0点		
	その他 最大4点	継続教育(CPD)単位の取得状況	平成31年4月1日～令和3年3月31日に、配置予定技術者が年間推奨単位以上を取得した場合に評価	1点	0点	評価基準日が令和3年度内：平成31年4月1日～令和3年3月31日 評価基準日が令和4年度内：令和2年4月1日～令和4年3月31日					
		新技術の活用実績	・配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績として提出された工事における「新技術情報提供システム(NETIS)」等に掲載された技術の活用件数で評価 評価対象期間※7	2点	1点	0点					
		海外インフラプロジェクト優良技術者	・海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞もしくは国土交通大臣奨励賞を受賞 -過去4年間(表彰年度)：港湾空港関係を除く	4件以上	1件以上 4件未満	1件未満					
		贈工事指定対象工事の実績	・中部地方整備局(港湾空港関係を除く)が発注した贈工事指定対象工事のうち、元請けとして完成・引き渡しを完了した工事の実績を評価 評価対象期間※8	1点	0点	実績有り 実績無し					
	企業の同種・類似工事の施工実績(平成18年度以降)	より同種性が高い	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」 上記以外の国の機関 政府関係機関 都道府県・政令市およびその関係機関 市町村・民間事業	3点	2.5点	2点	1.5点	1点	0.5点	0点	
		同種性が認められる	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」 上記以外の国の機関 政府関係機関 都道府県・政令市およびその関係機関 市町村・民間事業								
類似		地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」 上記以外							0		
維持修繕工事等の施工実績		・地方整備局または北海道開発局・沖縄総合事務局発注及び都道府県・政令市(対象機関)における平成29年度から令和2年度に完成した維持修繕工事等の実績がある場合に評価	5点	4点	3点	2点	1点	0点	全ての工種		
			中部地方整備局発注の経常維持工事※2のうち、「24時間体制※3」の実績有	中部地方整備局発注の経常維持工事※2の実績有または、他地整・県・政令市等※4の経常維持工事※2のうち、「24時間体制※3」の実績有	中部地方整備局発注の維持修繕工事※1で過去4年間に4件以上の実績有または、他地整・県・政令市等※4の経常維持工事※2の実績有	中部地方整備局発注の維持修繕工事※1(経常維持工事を除く)の実績有(4件未満)	他地整・県・政令市等※4の維持修繕工事※1(経常維持工事を除く)の実績有	実績無し			
			工事発注事務所管内実績の場合は+1点	工事発注事務所管内実績の場合は+1点	工事発注事務所管内実績の場合は+1点	工事発注事務所管内実績の場合は+1点	工事発注事務所管内実績の場合は+1点				
			6点	5点	4点	3点	2点	1点	0点		
			81点以上	80点以上 81点未満	79.5点以上 80点未満	79点以上 79.5点未満	78.5点以上 79点未満	76点以上 78.5点未満	65点以上 76点未満 実績無し (見なし65点)		
企業の能力等(最大2点)		企業の工事成績	・中部地方整備局発注工事(港湾空港関係を除く)の工事成績平均点で評価 ・平成29～令和2年度に完成した当該工種の工事が対象 ・上記実績がない場合は「見なし65点」	5点	4点	3点	2点	1点	0点		
		贈工事指定対象工事の実績	・中部地方整備局(港湾空港関係を除く)が発注した贈工事指定対象工事のうち、元請けとして完成・引き渡しを完了した工事の実績を評価 評価対象期間※8	1点	0点						
	優良工事表彰等 (令和2、3年度表彰(認定)) ・安全工事表彰 (令和2、3年度表彰) ・社会貢献等表彰 (令和2、3年度表彰) (最大2点)	・入札参加者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長(管理所長、室長)より「優良工事表彰」を当該工種の元請として受賞の場合に評価 (港湾空港関係を除く) ・入札参加者が中部地方整備局長より「工事成績優秀企業」として認定されている場合に評価 ※3 ・入札参加者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長(管理所長、室長)より「安全工事表彰」を元請として受賞の場合に評価 ・港湾空港関係を除く ・入札参加者が中部地方整備局管内の事務所長(管理所長)より「社会貢献等表彰」を元請として受賞の場合に評価 ・港湾空港関係を除く	局長表彰有り	事務所長、室長表彰 1年で複数表彰	事務所長、室長表彰 有り	表彰無し					
			事務所長表彰、 室長表彰 2年連続表彰								
			工事成績優秀企業 認定								
			1点	0.5点	0点						
			局長 表彰	事務所長 表彰	表彰無し						
	選抜2日取組実績	・入札参加者が中部地方整備局管内の事務所長(管理所長)より「社会貢献等表彰」を元請として受賞の場合に評価 ・港湾空港関係を除く	1点	0.5点	0点						
			2年連続 表彰	表彰有り	表彰無し						
			2点	1点	0.5点	0点					
		中部地方整備局が発行した完全選抜2日取組認定証の所持者もしくは、中部地方整備局または政府調達機関等※4で完成した工事において、4週8体以上を達成した実績有り もしくは 「選抜2日交替制モデル工事(試行)」において対象期間中に休日率21.4%以上(4週6体以上)を達成※9した実績有り	中部地方整備局または政府調達機関等※4で完成した工事において4週6体以上を達成した実績有り もしくは 「選抜2日交替制モデル工事(試行)」において対象期間中に休日率21.4%以上(4週6体以上)を達成※9した実績有り	実績無し							

※1 維持修繕工事とは、既設構造物・施設等の補修、改修及び整備工事等(耐震補強、交差点改良、歩道整備・設置(現道工事)、電線共同溝(現道工事)、設備更新、塗装塗替・区画線補修等を含む)を行った工事を対象とする。

※2 経常維持工事とは、契約に基づく一定の期間(工期)及び区間(工事対象区間)において日常的に施設維持を行う維持工事、除草工事、流木処理工事、河川清掃工事、道路照明施設維持工事、道路除雪(雪水)工事、道路清掃工事をいう。なお、要件を満たす役務(業務)、単価契約の契約形態を含む。

※3 工事成績優秀企業を評価する工事は、一般土木工事、アスファルト舗装工事、鋼橋上部工事、セメント・コンクリート舗装工事、プレストレスト・コンクリート工事、法面処理工事、維持修繕工事、河川しゅんせつ工事、グラウト工事、杭打工事の10工種の場合に限る。

※4 ガイドライン P.44 別表1「政府調達機関等」及び「他地整・県・政令市等」に示す機関等を対象とする。

※5 契約期間の中で、平日の昼間以外に土曜日、日曜日、祝祭日を含め昼夜を問わず、緊急作業を実施する工事(道路の経常維持(応急処理作業工又は緊急巡回を含む)、雪害、河川の経常維持(応急処理作業工又は出水時等巡視を含む)、ダム(貯水池含む)の維持)を対象とする。

※6 ガイドライン P.39「選抜2日の取組に関する考え方」の表を参照

※7 「競争参加資格の審査及び評価の基準日」から選抜2日間の翌日が2年以内のものに限る。

※8 「競争参加資格の審査及び評価の基準日」から選抜2日間の翌日が1年以内のものに限る。

※9 地方整備局及び北海道開発局の発注工事が対象。左記発注機関の要領等で定める対象期間に対する、技術者及び技能労働者の平均休日日数の割合(休日率)で評価する。

一般競争(拡大)

施工能力評価型Ⅱ型、Ⅰ型(分任官工事)

評価項目		配点			
企業の能力(最大17点)	遠方地への支援活動	平成28年4月1日以降に、「中部地方整備局管内の本店・支店又は営業所が中部地方整備局又は政府調達機関等※1から要請を受けて、中部地方整備局管外において緊急的に実施した災害・支援活動(鳥インフルエンザ、豚熱等の防疫活動等)」実績が有る場合に評価 ※上記の災害支援活動により感謝状、表彰を受けた場合は+1点※2	1点 活動実績有り 上記の災害支援活動により感謝状・表彰を受けた場合は+1点※2	0点 活動実績無し	
	登録基幹技能者の配置(元請・下請)		1点 配置する	0点 配置しない	
	担当技術者の資格	※As舗装及びCo舗装は必須 その他工事は、必要に応じて評価(元請)	1点 対象資格を有する担当技術者を単独配置	0.5点 対象資格を有する監理(主任)技術者又は現場代理人を配置	0点 —
	BIM/CIM活用工事の実績	・配置予定技術者の同種または類似工事もしくは同種または類似工事の施工実績を評価	1点 実績有り	0点 実績無し	
	i-ConstructionにおけるICTの活用(最大2点)	「MC、MG」を活用した施工の実績(ICT土工:発注者指定Ⅱ型)	2点 実績有り	0点 実績無し	※活用工事限定評価
		i-ConstructionにおけるICT土工を実施(ICT土工:施工者希望Ⅰ型)	2点 実施する	0点 実施しない	
		i-ConstructionにおけるICT舗装工(As,Co)を実施(ICT舗装工(As,Co):施工者希望Ⅰ型)	2点 実施する	0点 実施しない	
		i-ConstructionにおけるICT河川浚渫工を実施(ICT河川浚渫工:施工者希望Ⅰ型)	2点 実施する	0点 実施しない	
		i-ConstructionにおけるICT舗装工(修繕工)を実施(ICT舗装工(修繕工):施工者希望Ⅰ型)	2点 実施する	0点 実施しない	
	手持ち工事量	中部地方整備局発注(港湾空港関係を除く)の一般土木工事について、評価基準日時点で施工中の件数に応じて評価 【予定価格3億円未満の一般土木工事に適用】	2点 契約件数 0~1件	1点 契約件数 2~3件	0点 契約件数 4件以上
地域精通度・貢献度(7点)	地域内の拠点の有無(本店・支店営業所の所在地)		2点 入札説明書に記載する設定地域に本店有り	1点 競争参加条件地域内に本店有り	0.5点 競争参加条件地域内に支店・営業所有りかつ中部地整管内に本店有り
	災害活動実績	平成28年4月1日以降に、「中部地方整備局管内において、中部地方整備局または政府調達機関等※1の要請を受けて緊急的に実施した災害・支援活動(鳥インフルエンザ、豚熱等の防疫活動等)」実績が有る場合に評価 ※上記の災害支援活動により感謝状、表彰を受けた場合は+1点※2	2点 中部地整及び中部地整管内事務所の要請による活動実績有り 上記の災害支援活動により感謝状・表彰を受けた場合は+1点※2	1点 左記以外の機関からの要請による活動実績有り 上記の災害支援活動により感謝状・表彰を受けた場合は+1点※2	0点 その他
	災害協定締結の有無	・「入札参加者が会員等となっている法人格を有する団体」と「中部地方整備局」、「中部地整管内の事務所」、又は「工事毎に設定する拠点の有無に係る設定地域において政府調達機関等※1が災害協定を締結しており災害応急活動等に従事する者である場合に評価	2点 当該工事を発注した事務所との協定締結有り	1点 左記以外の中部地整又は中部地整管内事務所との協定締結有り	0.5点 工事毎に設定する拠点の有無に係る設定地域内で政府調達機関等※1との協定締結有り
	ボランティアによる地域貢献	・中部地方整備局管内における道路及び河川行政に係るボランティア活動により、中部地方整備局長及び事務所長(管理所長)から「入札参加者」や「入札参加者が会員等となっている団体」が表彰や感謝状を受けた場合に評価 ・発注事務所の事務所長(管理所長)から付与された表彰や感謝状を評価 ・中部地方整備局長から表彰や感謝状を付与された場合は、事務所管内での活動を評価 評価対象期間※3	1点 表彰有り	0点 表彰無し	
	自由設定項目	・2項目を評価	2点 2項目が該当	1点 1項目が該当	0点 非該当
	企業の工事成績(マイナス評価)	・中部地整(港湾空港関係除く)発注の令和元、2年度の工事成績で「60点未満」がある場合	-12点 2工事以上	-6点 1工事	

※1 ガイドライン P.44 別表1 「政府調達機関等」及び「他地整・県・政令市等」に示す機関等を対象とする。

※2 「災害対策関係功労者中部地方整備局長表彰・事務所長表彰」の決定通知(表彰出席依頼)も加算対象とする

※3 評価基準日から遡って2年以内の表彰や感謝状が対象

(2) 技術者の能力、企業の能力の評価基準（施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型、本官工事）

一般競争(拡大)
施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型(本官工事)

		評価項目		2点		1点		0.5点		0点	
技術者の能力 (14点)	配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績	同種性が認められる	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」	○							
			上記以外の国の機関 政府関係機関 都道府県・政令市およびその関係機関 市町村・民間事業者		○						
	類似	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」				○				○	
		上記以外							○		
	配置予定技術者の工事成績	・配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績として提出された企業が得た「工事成績」で評価 ・国土交通省地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局が発注する平成25年度以降に完成した工事対象 ・上記実績がない場合は「見なし65点」	83点以上	82点	81点	80点	79点	76点以上 79点未満	65点以上 76点未満 実績無し (見なし65点)		
			3点	2点	0点						
		-上記の配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績として提出された企業が得た「工事成績」の内訳(項目別評定点)の「安全対策」の評定点で評価。 ・評価期間は、上記と同じ。 ・評価は、安全対策の評定点を対象に得点率(評定点/満点)にて加算	得点率 90%以上	得点率 80%以上 90%未満	得点率 80%未満						
			1点	0点	評価基準日が令和3年度内：平成31年4月1日～令和3年3月31日 評価基準日が令和4年度内：令和2年4月1日～令和4年3月31日						
	その他 最大4点	継続教育(CPD)単位の取得状況	平成31年4月1日～令和3年3月31日に、配置予定技術者が年間推奨単位数以上を取得した場合に評価	年間推奨単位数以上を取得	年間推奨単位数未満						
		新技術の活用実績	・配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績として提出された工事における「新技術情報提供システム(NETIS)」等に掲載された技術の活用件数で評価 評価対象期間※7	2点	1点	0点					
海外インフラプロジェクト優良技術者		「海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞もしくは国土交通大臣奨励賞」を受賞 過去4年間(表彰年度)・港湾空港関係除く	4件以上	1件以上 4件未満	1件未満						
			3点	0点							
施工指定対象工事の実績	・中部地方整備局(港湾空港関係を除く)の発注した施工指定対象工事のうち、元請けとして完成・引き渡しを完了した工事の実績を評価 評価対象期間※8	1点	0点								
		実績有り	実績無し								
企業の能力等(最大22点)	企業の同種・類似工事の施工実績(平成18年度以降)	より同種性が高い	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」	○							
			上記以外の国の機関 政府関係機関 都道府県・政令市およびその関係機関 市町村・民間事業者		○						
		同種性が認められる	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」			○					
			上記以外の国の機関 政府関係機関 都道府県・政令市およびその関係機関 市町村・民間事業者			○					
		類似	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」					○	○		
	維持修繕工事等の施工実績	・地方整備局または北海道開発局・沖縄総合事務局発注及び都道府県・政令市(対象機関)における平成29年度から令和2年度に完成した維持修繕工事等の実績がある場合に評価	全ての工事								
			3点	2.5点	2点	1.5点	1点	0.5点	0点		
			中部地方整備局発注の経常維持工事※2のうち、「24時間体制※1」の実績有	中部地方整備局発注の経常維持工事※2の実績有または、他地整・県・政令市等※4の経常維持工事※2のうち、「24時間体制※1」の実績有	中部地方整備局発注の維持修繕工事※1で過去4年間に4件以上の実績有または、他地整・県・政令市等※4の経常維持工事※2の実績有	中部地方整備局発注の維持修繕工事※1(経常維持工事を除く)の実績有(4件未満)	他地整・県・政令市等※4の維持修繕工事※1(経常維持工事を除く)の実績有	実績無し			
	企業の工事成績	・中部地方整備局発注工事(港湾空港関係除く)の工事成績平均点で評価 ・平成29～令和2年度に完成した道路工場の工事が対象 ・上記実績がない場合は「見なし65点」	81点以上	80点以上 81点未満	79.5点以上 80点未満	79点以上 79.5点未満	78.5点以上 79点未満	76点以上 76点未満 実績無し (見なし65点)			
			1点	0点							
	施工指定対象工事の実績	・中部地方整備局(港湾空港関係を除く)の発注した施工指定対象工事のうち、元請けとして完成・引き渡しを完了した工事の実績を評価 評価対象期間※8	実績有り	実績無し							
	・優良工事表彰等 (令和2、3年度表彰(認定)) ・安全工事表彰 (令和2、3年度表彰) ・社会貢献等表彰 (令和2、3年度表彰) (最大2点)	・入札参加者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長(管理所長、室長)より「優良工事表彰」を当該工場の元請として受賞の場合に評価 (港湾空港関係を除く) ・入札参加者が中部地方整備局長より「工事成績優秀企業」として認定されている場合に評価※3 ・入札参加者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長(管理所長、室長)より「安全工事表彰」を元請として受賞の場合に評価 ・港湾空港関係を除く ・入札参加者が中部地方整備局管内の事務所長(管理所長)より「社会貢献等表彰」を元請として受賞の場合に評価 ・港湾空港関係を除く	局長表彰有り	事務所長、室長表彰 1年で複数表彰 有り	事務所長、室長表彰 有り	表彰無し					
			事務所長表彰、室長表彰 2年連続表彰	事務所長、室長表彰 有り							
			工事成績優秀企業認定								
			1点	0.5点	0点						
局長表彰			事務所長表彰	表彰無し							
1点			0.5点	0点							
週休2日取組実績	・中部地方整備局もしくは、政府関連機関等※4で完成した工事において4週6休以上を達成した実績がある場合に評価 ・なお、工事実績は、企業の同種・類似工事の施工実績と同じである必要はない。 評価対象期間※8	完全週休2日を対象期間中に全週達成※6した実績有り	中部地方整備局が発行した完全週休2日取組認定証の所持者もしくは、中部地方整備局または政府関連機関等※4で完成した工事において4週6休以上を達成した実績有り もしくは「週休2日交替制モジュール工事(試行)」において対象期間中に休日率21.4%以上(4週6休以上)を達成※9した実績有り	中部地方整備局または政府関連機関等※4で完成した工事において4週6休以上を達成した実績有り もしくは「週休2日交替制モジュール工事(試行)」において対象期間中に休日率21.4%以上(4週6休以上)を達成※9した実績有り	実績無し						
		2点	1点	0.5点	0点						

- ※1 維持修繕工事とは、既設構造物・施設等の補修、改修及び整備工事等(耐震補強、交差点改良、歩道整備・設置(現道工事)、電線共同溝(現道工事)、設備更新、塗装塗替・区画線補修等を含む)を行った工事を対象とする。
- ※2 経常維持工事とは、契約に基づく一定の期間(工期)及び区間(工事対象区間)において日常的に施設維持を行う維持工事、除草工事、流木処理工事、河川清掃工事、道路照明施設維持工事、道路除雪(雪氷)工事、道路清掃工事をいう。なお、要件を満たす労務(業務)、単価契約の契約形態を含む。
- ※3 工事成績優秀企業を評価する工事は、一般土木工事、アスファルト舗装工事、鋼橋上部工事、セメント・コンクリート舗装工事、プレストレスト・コンクリート工事、法面処理工事、維持修繕工事、河川しゅんせつ工事、グラウト工事、杭打工事の10工種の場合に限る。
- ※4 ガイドラインP.44 別表1 「政府関連機関等」及び「他地整・県・政令市等」に示す機関等を対象とする。
- ※5 契約期間の中で、平日の昼間以外に土曜日、日曜日、祝祭日を含め昼夜を問わず、緊急作業を実施する工事(道路の経常維持(応急処理事業又は緊急巡回を含む)、雪害、河川の経常維持(応急処理事業又は出水時等巡視を含む)、ダム(貯水池含む)の維持)を対象とする。
- ※6 ガイドラインP.39 「週休2日の取組に関する考え方」の表を参照
- ※7 「競争参加資格の審査及び評価の基準日」から遡って工期末日の翌日が2年以内のものに限る。
- ※8 「競争参加資格の審査及び評価の基準日」から遡って工期末日の翌日が1年以内のものに限る。
- ※9 地方整備局及び北海道開発局の発注工事が対象。左記発注機関の要領等で定める対象期間に対する、技術者及び技能労働者の平均休日日数の割合(休日率)で評価する。

一般競争(拡大)

施工能力評価型Ⅱ型、Ⅰ型(本官工事)

評価項目				配点			
企業 の 能力 等 （最大 22点）	企業 の 能力 （最大 19点）	登録基幹技能者の配置（元請・下請）		1点	0点		
				配置する	配置しない		
	担当技術者の 資格	※As舗装及びCo舗装は必須 その他工事は、必要に応じて評価（元請）		1点	0.5点	0点	—
				対象資格を有する担 当技術者を単独配置	対象資格を有する監 理（主任）技術者又は 現場代理人を配置		
	BIM/CIM活用 工事の実績	・配置予定技術者の同種または類似工事もしくは同種 または類似工事の施工実績を評価		1点	0点		
				実績有り	実績無し		
	災害活動 実績	平成28年4月1日以降に、「中部地方整備局または政府 調達機関等※1の要請を受けて緊急的に実施した災害・支援活動（鳥インフルエンザ、豚熱等の防疫活動 等）」実績が有る場合に評価 ※上記の災害支援活動により感謝状、表彰を受けた場 合は＋1点※2		1点	0.5点	0点	その他
				中部地整及び中部地 整管内事務所の要請 による活動実績有り 上記の災害支援活動により感謝状・表 彰を受けた場合は ＋1点※2	左記以外の機関から の要請による活動実 績有り 上記の災害支援活動により感謝状・表 彰を受けた場合は ＋1点※2		
	災害協定締結 の有無	・「入札参加者が会員等となっている法人格を有する団体」と「中部地方整備局」、「中部地整管内の事務所」 が災害協定を締結しており災害応急活動等に従事する 者である場合に評価		1点	0.5点	0点	その他
				当該工事を発注した 事務所との協定締結 有り 左記以外の中部地整 又は中部地整管内事 務所との協定締結有 り			
	ボランティアに よる地域貢献	・中部地方整備局管内における道路及び河川行政に 係るボランティア活動により、中部地方整備局長及び 事務所長（管理所長）から「入札参加者」や「入札参加 者が会員等となっている団体」が表彰や感謝状を受け た場合に評価 ・発注事務所の事務所長（管理所長）から付与された 表彰や感謝状を評価 ・中部地方整備局長から表彰や感謝状を付与された場 合は、事務所管内での活動を評価 評価対象期間※3		1点	0点		
				表彰有り	表彰無し		
	企業の工事成績 （マイナス評価）		・中部地整（港湾空港関係除く）発注の令和元、2年度 の工事成績で「60点未満」がある場合	－12点	－6点		
				2工事以上	1工事		

※1 ガイドライン P.44 別表1 「政府調達機関等」及び「他地整・県・政令市等」に示す機関等を対象とする。

※2 「災害対策関係功労者中部地方整備局長表彰・事務所長表彰」の決定通知(表彰出席依頼)も加算対象とする

※3 評価基準日から遡って2年以内の表彰や感謝状が対象

(3) 【参考】技術者の能力、企業の能力の評価基準（施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型：塗装）

一般競争（協定）

施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型（建築）

評価項目		2点		1点		0.5点		0点	
技術者の能力 (14点)	配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績	同種性が認められる	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」 上記以外の国の機関 政府関係機関 都道府県・政令市およびその関係機関 市町村・民間事業	○					
			地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」 上記以外		○				
	配置予定技術者の工事実績	・配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績として提出された企業が得た「工事成績」で評価 ・国土交通省地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局が発注する平成25年度以降に完成した工事を対象 ・上記実績がない場合は「見なし65点」	63点以上	82点	81点	80点	79点	76点以上 79点未満	65点以上 76点未満 実績無し（見なし65点）
			3点	2点	0点				
			得点率 90%以上	得点率 80%以上 90%未満	得点率 80%未満				
	その他 (最大4点)	継続教育(CPD)単位の取得状況	平成31年4月1日～令和3年3月31日に、配置予定技術者が年間推奨単位以上を取得した場合に評価	1点	0点	評価基準日が令和3年度内：平成31年4月1日～令和3年3月31日 評価基準日が令和4年度内：令和2年4月1日～令和4年3月31日			
		新技術の活用実績	・配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績として提出された工事における「新技術情報提供システム（NETS）」等に掲載された技術の活用件数で評価 評価対象期間※6	2点	1点	0点			
		海外インフラプロジェクト優良技術者	「海外インフラプロジェクト優秀技術者」国土交通大臣賞もしくは国土交通大臣奨励賞を受賞 過去4年間（表彰年度）：港湾空港関係	4点以上	1件以上 4件未満	1件未満			
		施工指定対象工事の実績	・中部地方整備局（港湾空港関係を除く）が発注した施工指定対象工事のうち、元請けとして完成・引き渡しが完了した工事の実績を評価 評価対象期間※7	4点	0点				
			大臣表彰 もしくは 大臣奨励賞あり	表彰無し					
企業の能力等 (最大24点)	企業の同種・類似工事の施工実績（平成18年度以降）	より同種性が高い	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」 上記以外の国の機関 政府関係機関 都道府県・政令市およびその関係機関 市町村・民間事業	○	○				
		同種性が認められる	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」 上記以外の国の機関 政府関係機関 都道府県・政令市およびその関係機関 市町村・民間事業		○	○			
		類似	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」 上記以外				○		
	維持修繕工事等の施工実績	・地方整備局または北海道開発局・沖縄総合事務局が発注及び都道府県・政令市（対象機関）における平成29年度から令和2年度に完成した維持修繕工事等の実績がある場合に評価	5点	4点	3点以下の工事	2点	1点	0点	
			中部地方整備局発注の経常維持工事※2のうち、「24時間体制※3」の実績有	中部地方整備局発注の経常維持工事※2のうち、「24時間体制※3」の実績有	中部地方整備局発注の経常維持工事※2のうち、「24時間体制※3」の実績有	中部地方整備局発注の経常維持工事※2のうち、「24時間体制※3」の実績有	中部地方整備局発注の経常維持工事※2のうち、「24時間体制※3」の実績有	中部地方整備局発注の経常維持工事※2のうち、「24時間体制※3」の実績有	中部地方整備局発注の経常維持工事※2のうち、「24時間体制※3」の実績有
	企業の工事成績	・中部地方整備局発注工事（港湾空港関係除く）の工事成績平均点で評価 ・平成29～令和2年度に完成した当該工程の工事対象 ・上記実績がない場合は「見なし65点」	81点以上	80点以上 81点未満	79.5点以上 80点未満	79.5点以上 79.5点未満	78.5点以上 79点未満	78.5点以上 79.5点未満	65点以上 76点未満 実績無し（見なし65点）
			1点	0点					
	施工指定対象工事の実績	・中部地方整備局（港湾空港関係を除く）が発注した施工指定対象工事のうち、元請けとして完成・引き渡しが完了した工事の実績を評価 評価対象期間※7	実績有り	実績無し					
			局長表彰有り	事務所長、室長表彰 1年で複数表彰	事務所長、室長表彰 有り	表彰無し			
	「優良工事表彰等」（令和2、3年度表彰（認定）） ・安全工事表彰（令和2、3年度表彰） ・社会貢献等表彰（令和2、3年度表彰） (最大2点)	・入札参加者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長（管理所長、室長）より「優良工事表彰」を当該工程の元請として受賞の場合に評価 （港湾空港関係を除く） ・安全工事表彰 ・社会貢献等表彰 ・入札参加者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長（管理所長、室長）より「安全工事表彰」を元請として受賞の場合に評価 （港湾空港関係を除く） ・社会貢献等表彰 ・入札参加者が中部地方整備局管内の事務所長（管理所長）より「社会貢献等表彰」を元請として受賞の場合に評価 （港湾空港関係を除く）	局長表彰有り	事務所長、室長表彰 1年で複数表彰	事務所長、室長表彰 有り	表彰無し			
			局長表彰	事務所長表彰	表彰無し				
	週休2日取組実績	・中部地方整備局が発行した完全週休2日取組認定証の所持者、もしくは、政府調達機関等※3で完成した工事において4週6休以上を達成した実績がある場合に評価 ・なお、工事実績は、企業の同種・類似工事の施工実績と同じである必要はない。 評価対象期間※7	完全週休2日を対象期間中に全週達成※8した実績有り	中部地方整備局が発行した完全週休2日取組認定証の所持者もしくは、中部地方整備局または政府調達機関等※3で完成した工事において、4週8休以上を達成した実績有り もしくは「週休2日交替制モデル工事（試行）」において対象期間中に休日率28.5%以上（4週8休）を達成※8した実績有り	中部地方整備局または政府調達機関等※3で完成した工事において4週6休以上を達成した実績有り もしくは「週休2日交替制モデル工事（試行）」において対象期間中に休日率21.4%以上（4週6休）を達成した実績有り	実績無し			
			2点	1点	0.5点	0点			

- ※1 維持修繕工事とは、既設構造物・施設等の補修、改修及び整備工事等（耐震補強、交差点改良、歩道整備・設置（現道工事）、電線共同溝（現道工事）、設備更新、塗装塗替・区画線補修等を含む）を行った工事を対象とする。
- ※2 経常維持工事とは、契約に基づく一定の期間（工期）及び区間（工事対象区間）において定期的に施設維持を行う維持工事、除草工事、流木処理工事、河川清掃工事、道路照明施設維持工事、道路除雪（雪氷）工事、道路清掃工事をいう。なお、要件を満たす役務（業務）、単価契約の契約形態を含む。
- ※3 ガイドライン P.44 別表1 「政府調達機関等」及び「他地整・県・政令市等」に示す機関等を対象とする。
- ※4 契約期間の中で、平日の昼間以外に土曜日、日曜日、祝祭日を含め昼夜を問わず、緊急作業を実施する工事（道路の経常維持（応急処理事業又は緊急巡回を含む）、雪害、河川の経常維持（応急処理事業又は出水時等巡視を含む）、ダム（貯水池含む）の維持）を対象とする。
- ※5 ガイドライン P.39 「週休2日の取組に関する考え方」の表を参照
- ※6 「競争参加資格の審査及び評価の基準日」から遡って工期末日の翌日が2年以内のものに限る。
- ※7 「競争参加資格の審査及び評価の基準日」から遡って工期末日の翌日が1年以内のものに限る。
- ※8 地方整備局及び北海道開発局の発注工事が対象。左記発注機関の要領等で定める対象期間に対する、技術者及び技能労働者の平均休日日数の割合（休日率）で評価する。

一般競争(拡大)

施工能力評価型Ⅱ型、Ⅰ型(塗装)

評価項目			配点			
企業の能力等 (最大24点)	企業の能力	登録基幹技能者の配置(元請・下請)	1点	0点		
			配置する	配置しない		
	担当技術者の資格	※As舗装及びCo舗装は必須 その他工事は、必要に応じて評価(元請)	1点	0.5点	0点	
			対象資格を有する担当技術者を単独配置	対象資格を有する監理(主任)技術者又は現場代理人を配置	—	
	貢献度(2点)	地域内の拠点の有無 (本店・支店営業所の所在地)	2点	1点	0.5点	0点
			入札説明書に記載する設定地域に本店有り	競争参加条件地域内に本店有り	競争参加条件地域内に支店・営業所有りかつ中部地整管内に本店有り	競争参加条件地域内に支店・営業所有り
	自由設定項目	・2項目を評価	2点	1点	0点	
			2項目が該当	1項目が該当	非該当	
企業の工事成績 (マイナス評価)		・中部地整(港湾空港関係除く)発注の令和元、2年度の工事成績で「60点未満」がある場合	－12点	－6点		
			2工事以上	1工事		

(4) 企業の能力の評価基準（施工能力評価型：企業能力評価型）

一般競争（拡大）

施工能力評価型企業能力評価型

評価項目			配点							
企業の同種、類似工事の施工実績 (平成18年度以降)	より同種性が高い	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」	3点	2.5点	2点	1.5点	1点	0.5点	0点	
		上記以外の国の機関	○							
		政府関係機関		○						
		都道府県・政令市およびその関係機関			○					
		市町村・民間事業								
	同種性が認められる	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」				○				
		上記以外の国の機関								
		政府関係機関					○			
	類似	都道府県・政令市およびその関係機関						○		
		市町村・民間事業						○		
維持修繕工事等の施工実績	・地方整備局または北海道開発局・沖縄総合事務局発注及び都道府県・政令市(対象機関)における平成29年度から令和2年度に完成した維持修繕工事等の実績がある場合に評価		全ての工種							
			5点	4点	3点	2点	1点	0点		
			中部地方整備局発注の経常維持工事※2のうち、「24時間体制※5」の実績有	中部地方整備局発注の経常維持工事※2の実績有または、他地整・県・政令市等※4の経常維持工事※2のうち、「24時間体制※5」の実績有	中部地方整備局発注の維持修繕工事※1で過去4年間に4件以上の実績有または、他地整・県・政令市等※4の経常維持工事※2の実績有	中部地方整備局発注の維持修繕工事※1(経常維持工事を除く)の実績有(4件未満)	他地整・県・政令市等※4の維持修繕工事※1(経常維持工事を除く)の実績有	実績無し		
			工事発注事務所管内実績の場合は+1点	工事発注事務所管内実績の場合は+1点	工事発注事務所管内実績の場合は+1点	工事発注事務所管内実績の場合は+1点	工事発注事務所管内実績の場合は+1点			
			81点以上	80点以上 81点未満	79.5点以上 80点未満	79点以上 79.5点未満	78.5点以上 79点未満	76点以上 78.5点未満	65点以上 76点未満 実績無し(見なし65点)	
	企業の仕事成績	・中部地方整備局発注工事(港湾空港関係除く)の工事成績平均点で評価 ・平成29～令和2年度に完成した当該工種の工事が対象 ・上記実績がない場合は「見なし65点」	6点	5点	4点	3点	2点	1点	0点	
			81点以上	80点以上 81点未満	79.5点以上 80点未満	79点以上 79.5点未満	78.5点以上 79点未満	76点以上 78.5点未満	65点以上 76点未満 実績無し(見なし65点)	
			1点							0点
			実績有り	実績無し						
			2点	1.5点	1点	0点				
企業の能力等(最大1.7点)	・優良工事表彰等(令和2、3年度表彰(認定)) ・安全工事表彰(令和2、3年度表彰) ・社会貢献等表彰(令和2、3年度表彰) (最大2点)	・入札参加者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長(管理所長、室長)より「優良工事表彰」を当該工種の元請として受賞の場合に評価(港湾空港関係を除く)	局長表彰有り		事務所長、室長表彰 1年で複数表彰		事務所長、室長表彰有り		表彰無し	
		・入札参加者が中部地方整備局長より「工事成績優秀企業」として認定されている場合に評価※3	工事成績優秀企業認定							
		・入札参加者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長(管理所長、室長)より「安全工事表彰」を元請として受賞の場合に評価	1点	0.5点	0点					
		・入札参加者が中部地方整備局管内の事務所長(管理所長)より「社会貢献等表彰」を元請として受賞の場合に評価	1点	0.5点	0点					
		・港湾空港関係を除く	2点	1点	0.5点	0点				
	週休2日取組実績	・中部地方整備局もしくは、政府調達機関等※4で完成した工事において4週6体以上を達成した実績がある場合に評価 ・なお、工事実績は、企業の同種、類似工事の施工実績と同じである必要はない。 評価対象期間※7	2点	1点		0.5点		0点		
			完全週休2日を対象期間中に全週達成※6した実績有り	中部地方整備局が発行した完全週休2日取組認定証の所持者もしくは、中部地方整備局または政府調達機関等※4で完成した工事において、4週8体以上を達成した実績有り		中部地方整備局または政府調達機関等※4で完成した工事において4週6体以上を達成した実績有りもしくは「週休2日交替制モデル工事(試行)」において対象期間中に休日率21.4%以上(4週6体以上)を達成※9した実績有り		実績無し		
			1点	0点						
			活動実績有り	活動実績無し						
			上記の災害支援活動により感謝状・表彰を受けた場合は+1点※8							
企業の能力等(最大2.4点)	遠方地方への支援活動	平成28年4月1日以降に、「中部地方整備局管内の本店、支店又は営業所」が中部地方整備局又は政府調達機関等※4から要請を受けて、中部地方整備局管外において緊急に実施した災害・支援活動(鳥インフルエンザ、豚熱等の防疫活動等)実績がある場合に評価 ※上記の災害支援活動により感謝状、表彰を受けた場合は+1点※8	1点	0点						
			1点	0点						
			配置する	配置しない						
			2点	0点						
			実績有り	実績無し	※活用工事限定評価					
	登録基幹技能者の配置(元請・下請)		2点	0点						
			実績有り	実績無し						
i-ConstructionにおけるICTの活用	「MQ、MG」を活用した施工の実績(ICT土工・発注者指定Ⅱ型)		2点	0点						
			実績有り	実績無し						

- ※1 維持修繕工事とは、既設構造物・施設等の補修、改修及び整備工事等（耐震補強、交差点改良、歩道整備・設置（現道工事）、電線共同溝（現道工事）、設備更新、塗装塗替・区画線補修等を含む）を行った工事を対象とする。
- ※2 経常維持工事とは、契約に基づく一定の期間（工期）及び区間（工事対象区間）において日常的に施設維持を行う維持工事、除草工事、流木処理工事、河川清掃工事、道路照明施設維持工事、道路除雪（雪水）工事、道路清掃工事をいう。なお、要件を満たす役務（業務）、単価契約の契約形態を含む。
- ※3 工事成績優秀企業を評価する工事は、一般土木工事、アスファルト舗装工事、鋼橋上部工事、セメント・コンクリート舗装工事、プレストレスト・コンクリート工事、法面処理工事、維持修繕工事、河川しゅんせつ工事、グラウト工事、杭打工事の10工種の場合に限る。
- ※4 ガイドライン P.44 別表1 「政府調達機関等」及び「他地整・県・政令市等」に示す機関等を対象とする。
- ※5 契約期間の中で、平日の昼間以外に土曜日、日曜日、祝祭日を含め昼夜を問わず、緊急作業を実施する工事（道路の経常維持（応急処理作業工又は緊急巡回を含む）、雪害、河川の経常維持（応急処理作業工又は出水時等巡視を含む）、ダム（貯水池含む）の維持）を対象とする。
- ※6 ガイドライン P.39 「週休2日の取組に関する考え方」の表を参照
- ※7 「競争参加資格の審査及び評価の基準日」から遡って工期末日の翌日が1年以内のものに限る。
- ※8 「災害対策関係功労者中部地方整備局長表彰・事務所長表彰」の決定通知（表彰出席依頼）も加算対象とする。
- ※9 地方整備局及び北海道開発局の発注工事が対象。左記発注機関の要領等で定める対象期間に対する、技術者及び技能労働者の平均休日日数の割合（休日率）で評価する。

一般競争(拡大)

施工能力評価型企業能力評価型

評価項目			配点					
企業 の 能力 等 (最大 24点)	地域 精 通 度 ・ 貢 献 度 (7点)	地域内の拠点の有無 (本店・支店営業所の所在地)		2点	1点	0.5点	0点	
				入札説明書に記載する 設定地域に本店有り	競争参加条件地域内 に本店有り	競争参加条件地域内 に支店・営業所有り かつ中部地整管内に 本店有り	競争参加条件地域内 に支店・営業所有り	
		災害活動 実績	平成28年4月1日以降に、「中部地方整備局管内において、中部地方整備局または政府調達機関等※1の要請を受けて緊急的に実施した災害・支援活動(鳥インフルエンザ、豚熱等の防疫活動等)」実績が有る場合に評価 ※上記の災害支援活動により感謝状、表彰を受けた場合は+1点※2	1点	0.5点	0点	その他	
				中部地整及び中部地 整管内事務所の要請 による活動実績有り	左記以外の機関から の要請による活動実 績有り			
		災害協定締結 の有無	・「入札参加者が会員等となっている法人格を有する団体」と「中部地方整備局」、「中部地整管内の事務所」、又は「工事毎に設定する拠点の有無に係る設定地域において政府調達機関等※1が災害協定を締結しており災害応急活動等に従事する者である場合に評価	上記の災害支援活 動により感謝状・表 彰を受けた場合は +1点※2		上記の災害支援活 動により感謝状・表 彰を受けた場合は +1点※2		その他
ボランティアによる 地域貢献	・中部地方整備局管内における道路及び河川行政に係るボランティア活動により、中部地方整備局長及び事務所長(管理所長)から「入札参加者」や「入札参加者が会員等となっている団体」が表彰や感謝状を受けた場合に評価 ・発注事務所の事務所長(管理所長)から付与された表彰や感謝状を評価 ・中部地方整備局長から表彰や感謝状を付与された場合は、事務所管内での活動を評価 評価対象期間※3	2点	1点	0.5点	0点	その他		
		当該工事を発注した 事務所との協定締結 有り	左記以外の中部地整 又は中部地整管内事 務所との協定締結有 り	工事毎に設定する拠 点の有無に係る設定 地域内で政府調達機 関等※1との協定締結 有り				
企業 の 工事 成績 (マイナス評価)	・中部地整(港湾空港関係除く)発注の令和元、2年度の工事成績で「60点未満」がある場合	1点	0点					
		表彰有り	表彰無し					
		-12点	-6点	2工事以上	1工事			

※1 ガイドライン P.44 別表1 「政府調達機関等」及び「他地整・県・政令市等」に示す機関等を対象とする。

※2 「災害対策関係功労者中部地方整備局長表彰・事務所長表彰」の決定通知(表彰出席依頼)も加算対象とする

※3 評価基準日から遡って2年以内の表彰や感謝状が対象

(5) 【参考】企業の能力の評価基準（施工能力評価：企業能力評価型 塗装）

一般競争（拡大）

施工能力評価型企業能力評価型（塗装）

評価項目		3点	2.5点	2点	1.5点	1点	0.5点	0点
企業の同種、類似工事の施工実績（平成18年度以降）	より同種性が高い	○						
	より同種性が認められる		○					
	類似			○				
	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」				○			
	上記以外の国の機関					○		
	政府関係機関						○	
	都道府県・政令市およびその関係機関							○
	市町村・民間事業							○
	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」							○
	上記以外							○
維持修繕工事等の施工実績		5点		4点		3点		2点
地方整備局または北海道開発局・沖縄総合事務局発注及び都道府県・政令市（対象機関）における平成29年度から令和2年度に完成した維持修繕工事等の実績がある場合に評価		中部地方整備局発注の経常維持工事※2のうち、「24時間体制※5」の実績有		中部地方整備局発注の経常維持工事※2の実績有または、他地整・県・政令市等※4の経常維持工事※2のうち、「24時間体制※5」の実績有		中部地方整備局発注の維持修繕工事※1で過去4年間に4件以上の実績有または、他地整・県・政令市等※4の経常維持工事※2の実績有		中部地方整備局発注の維持修繕工事※1（経常維持工事を除く）の実績有（4件未満）
		工事発注事務所管内実績の場合は+1点		工事発注事務所管内実績の場合は+1点		工事発注事務所管内実績の場合は+1点		工事発注事務所管内実績の場合は+1点
企業の工事成績		6点	5点	4点	3点	2点	1点	0点
・中部地方整備局発注工事（港湾空港関係除く）の工事成績平均点で評価 ・平成29～令和2年度に完成した当該工程の工事が対象 ・上記実績がない場合は「見なし65点」		81点以上	80点以上 81点未満	79.5点以上 80点未満	79点以上 79.5点未満	78.5点以上 79点未満	76点以上 78.5点未満	65点以上 76点未満 実績無し（見なし65点）
難工事指定対象工事の実績		1点		0点				
・中部地方整備局（港湾空港関係を除く）の発注した難工事指定対象工事のうち、元請けとして完成・引き渡し完了した工事の実績を評価 評価対象期間※7		実績有り		実績無し				
企業の能力等（最大2.2点）	・優良工事表彰等（令和2、3年度表彰（認定））	2点		1.5点		1点		0点
	・安全工事表彰（令和2、3年度表彰）	局長表彰有り		事務所長、室長表彰 1年で複数表彰		事務所長、室長表彰 有り		表彰無し
	・社会貢献等表彰（令和2、3年度表彰）	1点		0.5点		0点		
	・入札参加者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長（管理所長、室長）より「安全工事表彰」を元請として受賞の場合に評価 （港湾空港関係を除く）	局長表彰		事務所長表彰		表彰無し		
	・入札参加者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長（管理所長、室長）より「安全工事表彰」を元請として受賞の場合に評価 （港湾空港関係を除く）	1点		0.5点		0点		
	・入札参加者が中部地方整備局管内の事務所長（管理所長）より「社会貢献等表彰」を元請として受賞の場合に評価 （港湾空港関係を除く）	2年連続表彰		表彰有り		表彰無し		
週休2日取組実績		2点		1点		0.5点		0点
・中部地方整備局が発行した完全週休2日取組認定証の所持者、もしくは、政府調達機関等※3で完成した工事において4週6休以上を達成した実績がある場合に評価 ・なお、工事実績は、企業の同種、類似工事の施工実績と同じである必要はない。 評価対象期間※7		完全週休2日を対象期間中に全週達成※6した実績有り		中部地方整備局が発行した完全週休2日取組認定証の所持者もしくは、中部地方整備局または政府調達機関等※3で完成した工事において、4週8休以上を達成した実績有り もしくは「週休2日交替制モデル工事（試行）」において対象期間中に休日率28.5%以上（4週8休以上）を達成※8した実績有り		中部地方整備局または政府調達機関等※3で完成した工事において4週6休以上を達成した実績有り もしくは「週休2日交替制モデル工事（試行）」において対象期間中に休日率21.4%以上（4週6休以上）を達成※8した実績有り		実績無し
登録基幹技能者の配置（元請・下請）		1点		0点				
		配置する		配置しない				
担当技術者の資格		1点		0.5点		0点		
※A（経路及び）の認定は必須 その他工事は、必要に応じて評価（元請）		対象資格を有する担当技術者を単独配置		対象資格を有する管理（主任）技術者又は現場代理人を配置		－		
地域貢献度（2点）	地域内の拠点を有無（本店・支店営業所の所在地）	2点		1点		0.5点		0点
		入札説明書に記載する設定地域に本店有り		競争参加条件地域内に本店有り		競争参加条件地域内に支店・営業所有りかつ中部地整管内に本店有り		競争参加条件地域内に支店・営業所有り
企業の工事成績（マイナス評価）		-12点		-6点				
・中部地整（港湾空港関係除く）発注の令和元、2年度の工事成績で「60点未満」がある場合		2工事以上		1工事				

※1 維持修繕工事とは、既設構造物・施設等の補修、改修及び整備工事等（耐震補強、交差点改良、歩道整備・設置（現道工事）、電線共同溝（現道工事）、設備更新、塗装塗替・区画線補修等を含む）を行った工事を対象とする。

※2 経常維持工事とは、契約に基づく一定の期間（工期）及び区間（工事対象区間）において日常的に施設維持を行う維持工事、除草工事、流水処理工事、河川清掃工事、道路照明施設維持工事、道路除雪（雪氷）工事、道路清掃工事をいう。なお、要件を満たす役務（業務）、単価契約の契約形態を含む。

※3 ガイドラインP.44 別表1 「政府調達機関等」及び「他地整・県・政令市等」に示す機関等を対象とする。

※4 契約期間の中で、平日の昼間以外に土曜日、日曜日、祝祭日を含め昼夜を問わず、緊急作業を実施する工事（道路の経常維持（応急処理事業又は緊急巡回を含む）、雪害、河川の経常維持（応急処理事業又は出水時等巡視を含む）、ダム（貯水池含む）の維持）を対象とする。

※5 ガイドラインP.39 「週休2日の取組に関する考え方」の表を参照

※6 「競争参加資格の審査及び評価の基準日」から遡って工期末日の翌日が2年以内のものに限る。

※7 「競争参加資格の審査及び評価の基準日」から遡って工期末日の翌日が1年以内のものに限る。

※8 地方整備局及び北海道開発局の発注工事が対象。左記発注機関の要領等で定める対象期間に対する、技術者及び技能労働者の平均休日日数の割合（休日率）で評価する。

(6) 技術者の能力、企業の能力の評価基準（施工能力評価型：チャレンジ型）

一般競争（拡大）

施工能力評価型チャレンジ型

評価項目			配点				
(15点) 施工計画	簡易な施工計画		最大15点				
(5点) 技術者の能力	配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績	同種性が認められる	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」 上記以外の国の機関 政府関係機関 都道府県・政令市およびその関係機関 市町村・民間事業	3点	2点	1点	0点
		類似	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」 上記以外の国の機関 政府関係機関 都道府県・政令市およびその関係機関 市町村・民間事業	○	○	○	○
		継続教育(CPD)単位の取得状況	平成31年4月1日～令和3年3月31日に、配置予定技術者が年間推奨単位以上を取得した場合に評価	2点	0点	評価基準日が令和3年度内：平成31年4月1日～令和3年3月31日 評価基準日が令和4年度内：令和2年4月1日～令和4年3月31日	
		海外インフラ優良技術者	・「海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞プロジェクト」もしくは「国土交通大臣奨励賞」を受賞 ・過去4年間(表彰年度)・港湾空港関係除く	2点 大臣賞表彰 もしくは 大臣奨励賞有り	0点 表彰無し		
	その他(最大2点)						
企業の能力等(最大15点)	企業の同種・類似工事の施工実績(平成18年度以降)	同種性が認められる	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」 上記以外の国の機関 政府関係機関 都道府県・政令市およびその関係機関 市町村・民間事業	4点	2点	1点	0点
		類似	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」 上記以外の国の機関 政府関係機関 都道府県・政令市およびその関係機関 上記以外	○	○	○	○
	維持修繕工事等の施工実績	・政府調達機関等※3における平成29年度から令和2年度に完成した維持修繕工事等の実績がある場合に評価	5点 経常維持工事※2のうち、「24時間体制※4」の実績有	4点 経常維持工事※2の実績有	3点 維持修繕工事※1で過去4年間に4件以上の実績有	1点 維持修繕工事※1(経常維持工事を除く)の実績有(4件未満)	0点 実績無
	登録基幹技能者の配置(元請・下請)		1点 配置する	0点 配置しない			
	i-ConstructionにおけるICTの活用	「MC、MG」を活用した施工の実績(ICT土工：発注者指定Ⅱ型) ※ 活用工事限定評価	2点 実績有り	0点 実績無し			
	平成18年度以降の当該事務所管内の工事実績		2点 施工場所を管轄する出張所管内の実績有り	1点 事務所管内における実績有り	0点 当地域で実績なし		
	地域内の拠点の有無(本店・支店営業所の所在地)		3点 入札説明書に記載する設定地域に本店有り	2点 競争参加条件地域内に本店有り	1点 競争参加条件地域内に支店・営業所有りかつ中部地整管内に本店有り	0点 競争参加条件地域内に支店・営業所有り	
	災害活動実績	平成28年4月1日以降に、中部地方整備局または政府調達機関等※3の要請を受けて緊急に実施した災害・支援活動(鳥インフルエンザ、豚熱等の防疫活動等)の実績がある場合に評価 ※上記の災害支援活動により感謝状、表彰を受けた場合は+1点※5	1点 中部地整及び中部地整管内事務所との要請による活動実績有り 上記の災害支援活動により感謝状、表彰を受けた場合は+1点※5	1点 左記以外の機関からの要請による活動実績有り 上記の災害支援活動により感謝状、表彰を受けた場合は+1点※5	0点 その他		
	災害協定締結の有無	・「入札参加者が会員等となっている法人格を有する団体」と「中部地方整備局」、「中部地整管内の事務所」、又は「工事毎に設定する拠点の有無に係る設定地域において政府調達機関等※3が災害協定を締結しており災害応急活動等に従事する者である場合に評価	2点 当該工事を発注した事務所との協定締結有り	1点 左記以外の中部地整又は中部地整管内事務所との協定締結有り	0.5点 工事毎に設定する拠点の有無に係る設定地域内で政府調達機関等※3との協定締結有り	0点 その他	
	ボランティアによる地域貢献	・中部地方整備局管内における道路及び河川行政に係るボランティア活動により、中部地方整備局長、事務所長(管理所長)又は、入札説明書に示す地域内の自治体の長から「入札参加者」や「入札参加者が会員等となっている団体」が表彰や感謝状を受けた場合に評価 ・発注事務所の事務所長(管理所長)から付与された表彰や感謝状を評価 ・中部地方整備局長から表彰や感謝状を付与された場合は、事務所管内での活動を評価 ・評価基準日から遡って2年以内の表彰や感謝状が対象	1点 表彰有り	0点 表彰無し			
	企業の工事成績(マイナス評価)	・中部地整(港湾空港関係除く)発注の令和元、2年度の工事成績で「60点未満」がある場合	-12点 2工事以上	-6点 1工事			

※1 維持修繕工事とは、既設構造物・施設等の補修、改修及び整備工事等（耐震補強、交差点改良、歩道整備・設置（現道工事）、電線共同溝（現道工事）、設備更新、塗装塗替・区画線補修等を含む）を行った工事を対象とする。

※2 経常維持工事とは、契約に基づく一定の期間（工期）及び区間（工事対象区間）において日常的に施設維持を行う維持工事、除草工事、流木処理工事、河川清掃工事、道路照明施設維持工事、道路除雪（雪氷）工事、道路清掃工事をいう。なお、要件を満たす役務（業務）、単価契約の契約形態を含む。

※3 ガイドライン P.44 別表1 「政府調達機関等」及び「他地整・県・政令市等」に示す機関等を対象とする。

※4 契約期間の中で、平日の昼間以外に土曜日、日曜日、祝祭日を含め昼夜を問わず、緊急作業を実施する工事（道路の経常維持（応急処理作業工又は緊急巡回を含む）、雪害、河川の経常維持（応急処理作業工又は出水時等巡視を含む）、ダム（貯水池含む）の維持）を対象とする。

※5 「災害対策関係功労者中部地方整備局長表彰・事務所長表彰」の決定通知（表彰出席依頼）も加算対象とする。

(7) 技術者の能力、企業の能力の評価基準（技術提案評価型 S 型 WTO 以外）

一般競争(拡大)
技術提案評価型 S 型 WTO 以外

		評価項目				配点							
技術者の能力 (最大11点)	技術者の能力	配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績	同種性が認められる	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」	2点	1点	0.5点	0点					
				上記以外の国の機関									
				政府関係機関		○							
				都道府県・政令市およびその関係機関									
				市町村・民間事業			○						
		配置予定技術者の工事成績	類似	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」				○					
				上記以外					○				
				・配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績として提出された企業が得た「工事成績」で評価 ・国土交通省地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局が発注する平成25年度以降に完成した工事が対象 ・上記実績がない場合は「見なし65点」	83点以上	82点	81点	80点	79点	78点	65点以上78点未満 実績無し(見なし65点)		
				・上記の配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績として提出された企業が得た「工事成績」の内訳(項目別評定点)の「安全対策」の評定点を評価。 ・評価期間は、上記と同じ。 ・評価は、安全対策の評定点を対象に得点率(評定点/満点)にて加点	2点				1点				
				・得点率90%以上				得点率80%以上90%未満			得点率80%未満		
企業の能力等 (最大19点)	企業の能力等(最大19点)	継続教育(CPD)単位の取得状況	平成31年4月1日～令和3年3月31日に、配置予定技術者が年間推奨単位以上を取得した場合に評価	1点	0点								
			・年間の推奨単位以上を取得	2点	1点	0点							
			・評価対象期間※7	4件以上	1件以上4件未満	1件未満							
		新技術の活用実績	・配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績として提出された工事における「新技術情報提供システム(NETIS)」等に掲載された技術の活用件数で評価 ・評価対象期間※7	4点	0点								
			・海外インフラプロジェクト優良技術者 ・「海外インフラプロジェクト優良技術者国土交通大臣賞もしくは国土交通大臣奨励賞」を受賞 ・過去4年間(表彰年度)・港湾空港関係	1点	0点								
			・中部地方整備局(港湾空港関係を除く)の発注した施工指定対象工事のうち、元請けとして完成・引き渡しを完了した工事の実績を評価 ・評価対象期間※8	実績有り	実績無し								
		その他 最大4点	・配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績として提出された工事における「新技術情報提供システム(NETIS)」等に掲載された技術の活用件数で評価 ・評価対象期間※7	4点	0点								
			・海外インフラプロジェクト優良技術者 ・「海外インフラプロジェクト優良技術者国土交通大臣賞もしくは国土交通大臣奨励賞」を受賞 ・過去4年間(表彰年度)・港湾空港関係	1点	0点								
			・中部地方整備局(港湾空港関係を除く)の発注した施工指定対象工事のうち、元請けとして完成・引き渡しを完了した工事の実績を評価 ・評価対象期間※8	実績有り	実績無し								
			・配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績として提出された工事における「新技術情報提供システム(NETIS)」等に掲載された技術の活用件数で評価 ・評価対象期間※7	4点	0点								
			・海外インフラプロジェクト優良技術者 ・「海外インフラプロジェクト優良技術者国土交通大臣賞もしくは国土交通大臣奨励賞」を受賞 ・過去4年間(表彰年度)・港湾空港関係	1点	0点								

- ※1 維持修繕工事とは、既設構造物・施設等の補修、改修及び整備工事等（耐震補強、交差点改良、歩道整備・設置（現道工事）、電線共同溝（現道工事）、設備更新、塗装塗替・区画線補修等を含む）を行った工事を対象とする。
- ※2 経常維持工事とは、契約に基づく一定の期間（工期）及び区間（工事対象区間）において日常的に施設維持を行う維持工事、除草工事、流木処理工事、河川清掃工事、道路照明施設維持工事、道路除雪（雪次）工事、道路清掃工事をいう。なお、要件を満たす役務（業務）、単価契約の契約形態を含む。
- ※3 工事成績優秀企業を評価する工事は、一般土木工事、アスファルト舗装工事、鋼橋上部工事、セメント・コンクリート舗装工事、プレストレスト・コンクリート工事、法面処理工事、維持修繕工事、河川しゅんせつ工事、グラウト工事、杭打工事の10工種の場合に限る。
- ※4 ガイドライン P.44 別表1 「政府調達機関等」及び「他地整・県・政令市等」に示す機関等を対象とする。
- ※5 契約期間の中で、平日の昼間以外に土曜日、日曜日、祝祭日を含め昼夜を問わず、緊急作業を実施する工事（道路の経常維持（応急処理事業工又は緊急巡回を含む）、雪害、河川の経常維持（応急処理事業工又は出水時等巡視を含む）、ダム（貯水池含む）の維持）を対象とする。
- ※6 ガイドライン P.39 「週休2日の取組に関する考え方」の表を参照
- ※7 「競争参加資格の審査及び評価の基準日」から遡って工期末日の翌日が2年以内のものに限る。
- ※8 「競争参加資格の審査及び評価の基準日」から遡って工期末日の翌日が1年以内のものに限る。
- ※9 地方整備局及び北海道開発局の発注工事が対象。左記発注機関の要領等で定める対象期間に対する、技術者及び技能労働者の平均休日日数の割合（休日率）で評価する。

一般競争(拡大)
技術提案評価型S型 WTO以外

評価項目			配点			
企業 の 能力 （最大 16点）	登録基幹技能者の配置（元請・下請）		1点	0点		
			配置する	配置しない		
			1点	0.5点	0点	
	担当技術者の資格	※As舗装及びCo舗装は必須 その他工事は、必要に応じて評価（元請）	対象資格を有する担当技術者を単独配置	対象資格を有する監理（主任）技術者又は現場代理人を配置	—	
	BIM/CIM活用工事の実績	・配置予定技術者の同種または類似工事もしくは同種または類似工事の施工実績を評価	1点	0点		
		実績有り	実績無し			
	災害活動実績	平成28年4月1日以降に、中部地方整備局または政府調達機関等※1の要請を受けて緊急的に実施した災害・支援活動（鳥インフルエンザ、豚熱等の防疫活動等）」の実績が有る場合に評価 ※上記の災害支援活動により感謝状、表彰を受けた場合は＋1点※2	1点	0.5点	0点	
			中部地整及び中部地整管内事務所の要請による活動実績有り 上記の災害支援活動により感謝状・表彰を受けた場合は＋1点※2	左記以外の機関からの要請による活動実績有り 上記の災害支援活動により感謝状・表彰を受けた場合は＋1点※2	その他	
	災害協定締結の有無	・「入札参加者が会員等となっている法人格を有する団体」と「中部地方整備局」、「中部地整管内の事務所」が災害協定を締結しており災害応急活動等に従事する者である場合に評価	1点	0.5点	0点	
			当該工事を発注した事務所との協定締結有り	左記以外の中部地整又は中部地整管内事務所との協定締結有り	その他	
ボランティアによる地域貢献	・中部地方整備局管内における道路及び河川行政に係るボランティア活動により、中部地方整備局長及び事務所長（管理所長）から「入札参加者」や「入札参加者が会員等となっている団体」が表彰や感謝状を受けた場合に評価 ・発注事務所の事務所長（管理所長）から付与された表彰や感謝状を評価 ・中部地方整備局長から表彰や感謝状を付与された場合は、事務所管内での活動を評価 ・評価基準日から遡って2年以内の表彰や感謝状が対象	1点	0点			
		表彰有り	表彰無し			
企業の工事成績（マイナス評価）			－12点	－6点		
・中部地整（港湾空港関係除く）発注の令和元、2年度の工事成績で「60点未満」がある場合			2工事以上	1工事		

※1 ガイドライン P.44 別表1 「政府調達機関等」及び「他地整・県・政令市等」に示す機関等を対象とする。

※2 「災害対策関係功労者中部地方整備局長表彰・事務所長表彰」の決定通知(表彰出席依頼)も加算対象とする

※3 評価基準日から遡って2年以内の表彰や感謝状が対象

(8) 段階選抜における評価基準 (WTO 対象案件)

一次審査における選抜基準 (技術提案評価型 S 型の場合)

技術提案評価型 S 型 WTO 段階的選抜 一次審査における選抜基準

			評価項目	配点					
技術者の能力 (20点) ※1	過去15年間の同種工事実績 (1件) (平成18年度以降)	工事成績 ※2	・配置予定技術者の同種工事の施工実績として提出された企業が得た「工事成績」で評価 ・国土交通省地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局が発注する工事が対象 ・上記実績がない場合は「見なし65点」※6	8点 82点以上	6点 81点以上 82点未満	4点 80点以上 81点未満	2点 79点以上 80点未満	0点 65点以上 79点未満 実績無し (見なし65点)	
			・上記の配置予定技術者の同種工事の施工実績として提出された企業が得た「工事成績」の内訳(項目別評定点)のうち「安全対策」の評定点で評価。 ・評価期間は、上記と同じ。 ・評価は、安全対策の評定点を対象に得点率(評定点／満点)にて加点	6点 得点率 90%以上	3点 得点率 80%以上 90%未満	0点 得点率 80%未満			
			新技術の活用実績	・新技術活用実績は、申請する配置予定技術者の同種工事において「新技術情報提供システム(NETIS)」等の活用件数について評価	2点 4件以上	1点 1件以上 4件未満	0点 1件未満		
				海外インフラプロジェクト優良技術者	・「海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞もしくは国土交通大臣奨励賞」を受賞 ・過去4年間(表彰年度)・港湾空港関係除く	4点 大臣賞表彰 もしくは 大臣奨励賞有り	0点 表彰無し		
	その他 最大8点	継続教育(CPD)単位の取得状況	平成31年4月1日～令和3年3月31日に、配置予定技術者が年間推奨単位以上を取得した場合に評価	2点 年間推奨単位以上を取得	0点 年間推奨単位未満	評価基準日が令和3年度3			

※1：企業・技術者の同種工事実績により評価する。

※2：技術者の同種工事の実績は、1件で評価する。

■競争参加者数に応じ最大15者を選定し、技術提案を求める。1次審査の評価点は2次審査の評価に加算しない。

■外国籍企業が国外の施工実績で参加する場合は、学識者の意見聴取で審議し、施工実績が認められた場合は、最大15者に加え参加を認める。

※3：実績要件の同種条件に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法等のいずれも設計以上の実績の場合「より同種性が高い工事」

※4：実績要件の同種条件に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法等のいずれかが設計以上の実績の場合「やや同種性が高い工事」

※5：実績要件の同種条件に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法等のいずれも設計未満の実績の場合「同種性が認められる工事」

※6：国土交通省各地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務所発注の工事の工事成績評定点が対象（いずれも港湾空港関係を除く）上記実績が無い場合は『65点』の見なし点数とする。

※7：ガイドライン P.44 別表1 「政府調達機関等」及び「他地整・県・政令市等」に示す機関等を対象とする。

※8：WLB推進企業の認定

WLB推進企業について次に掲げるいずれかの認定を受けている企業は、評価する。

入札説明書に定める様式に適合状況を記入し、それを証明する書類（認定通知書の写し、又は、行動計画届出書（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付させ確認するものとする。（外国法人については、内閣府による認定等相当確認通知書の写しを添付すること。）。

・女性活躍推進法に基づく認定等（えるばし・プラチナえるばし認定企業等）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）策定している企業（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。）をいう。

・次世代法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん認定企業）

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

・若者雇用推進法に基づく認定（ユースフル認定企業）

青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※9 ガイドライン P.39 「週休2日の取組に関する考え方」の表を参照

※10 ガイドライン P.35 「⑧学会誌や協会誌等への執筆や投稿、発表論文などの実績」を参照

※11 「競争参加資格の審査及び評価の基準日」から遡って掲載日の翌日が4年以内のものに限る。

※12 地方整備局及び北海道開発局の発注工事が対象。左記発注機関の要領等で定める対象期間に対する、技術者及び技能労働者の平均休日日数の割合（休日率）で評価する。

※13 「競争参加資格の審査及び評価の基準日」から遡って下期末日の翌日又は発行日が1年以内のものに限る。

二次審査における評価基準(技術提案評価型 S 型の場合)

段階選抜	評価項目			配点(評価)	
技術提案	工事物の性能・機能に関する事項 又は 社会的要請に関する事項			最大60点	
技術者 ヒアリング	評価指標	評価指標	ヒアリングの内容	評価	ヒアリング係数※1
	技術提案 に対する 理解度	テーマに対する理 解度	評価項目設定理由に対する設定背 景及びポイントの理解度※2	最優	1.0
		提案内容の理解 度と施工上の配 慮事項	提案内容の履行に対し最も重要とな る事項及び提案内容に対する技術的 根拠内容の理解度※3	優	0.75
				良	0.5
				可	0.25
				不可	0.0

※1：評価については、技術提案の評価点に係数（1.0～ 0.0）を乗じることとし、各項目において明確な回答があり、技術提案に対する理解度が確認できる場合は 1.0 を乗じ、回答がない場合や不明確な回答の場合は、0.0 を乗じることとする。

評価	ヒアリング係数
最優	1.0
優	0.75
良	0.5
可	0.25
不可	0.0

※2：本工事の評価項目の設定理由、特徴等を踏まえ、提案された技術提案の中で最も有効な提案に対しどのように認識し理解しているかを評価する。

※3：※2を踏まえ提案の妥当性、技術的根拠や施工上の配慮すべき事項に関する質問に対し、明確に回答及び説明できるかを評価する

<<二次審査における加算点>>

技術者ヒアリングの評価結果による「ヒアリング係数」を「技術提案の評価点」に乗じて、加算点とする。

(加算点:最大 60 点) = ① × ②

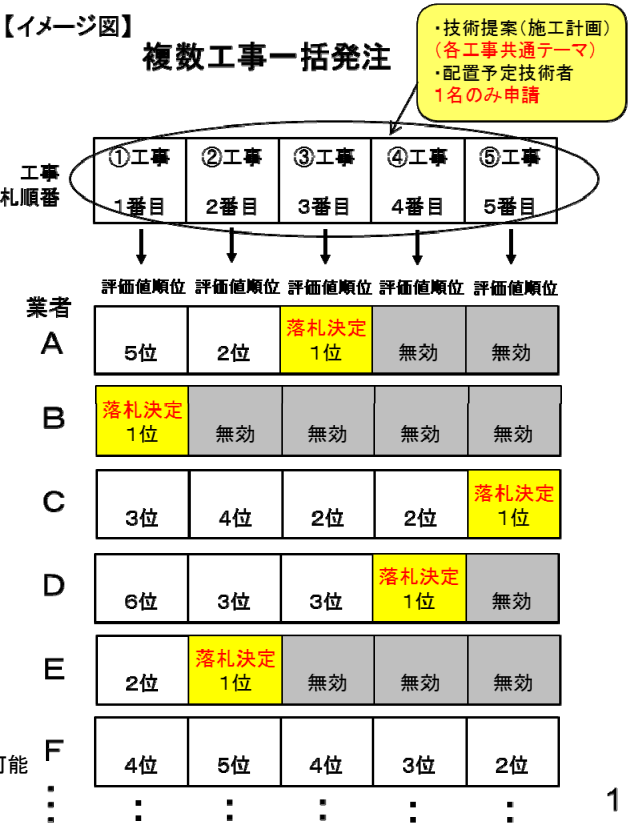
3) 一括審査方式について

一括審査方式の試行方針

目 的
①技術審査業務の負担軽減。 ②発注者・受注者双方の入札手続きの効率化により予算の早期執行を図る。

要 旨
参加資格要件等を共有できる複数工事の発注が同時期に予定されている場合において、競争参加申込者からの技術資料の提出を一つのみとし、発注者・受注者双方の業務軽減とともに迅速な予算執行を図る。 今般、上記を検証するため、試行工事の実施を行うもの。

一括審査方式の概要
①複数工事の発注に対して同一テーマの技術提案(施工計画)を求める。 ②入札は、すべての工事または、希望する工事のみ札を入れる。 ③入札説明書で示した開札順番ごとに関札し、工事ごとに評価値の最も高い者に落札決定する。 ④なお、1公告に配置できる予定技術者は、1名とする。 ⑤落札決定し、配置予定技術者がなくなった企業は、以降の入札は無効扱いとする。



※ 施工能力評価Ⅱ型においては施工計画等の提出は無いが、適用可能

4) 評価項目の留意事項

(1) 「技術者の能力」の留意事項

- 配置予定技術者として資格及び同種・類似工事の実績を求める者は以下のとおりとする。

対象業者の種類	実績・資格を求める技術者	実績の求め方 (同種・類似)
単体業者	単体業者の配置予定技術者	類似工事の実績でも可
経常建設共同企業体(甲型)	構成員のうち1社の配置予定技術者	
地域維持型建設共同企業体(甲型)	構成員のうち1社の配置予定技術者	

[参考] 経常建設共同企業体(甲型)及び地域維持型建設共同企業体(甲型)が、受注した場合においては、全ての構成員においてそれぞれの社から建設業法第26条に示す資格を有した監理(主任)技術者を配置しなければならない。なお、同種工事实績及び建設業法第26条に示す資格を有する専任の技術者を配置する構成員以外のその他の構成員が配置する監理(主任)技術者は、請負金額が建設業法施行令第27条1項に定める額以上(地域維持型建設共同企業体の場合は「直轄工事における地域維持型建設共同企業体の運用について(平成24年6月27日国地契第19号他)」に定める額以上)の場合は、専任が必要である。

- 配置予定技術者は、最大3名までの申請を認め、競争参加資格を満たした技術者のうち、「技術者の能力」としての評価が一番低いと判断される者で評価する。
- 配置予定技術者に求める資格は、当該工事を施工する上で必要な建設業法第26条に示す資格や実務経験を競争参加資格とする。
- 発注者が監理技術者の配置を想定する工事においては監理技術者に必要な資格・実務経験を競争参加資格とする。
- 技術者の配置においては、フレックス工期以外は契約締結の翌日から監理(主任)技術者の配置が必要のため、前工事の工期内と重複する配置は原則認めない。

なお、フレックス工期では、受注者の希望する工事の始期より監理(主任)技術者の配置が必要であり、契約締結日から工事始期までの期間は、監理技術者等を配置することを要しない。

上記における監理技術者等の配置及び専任期間については、監理技術者制度運用マニュアル 三(2)を参照のこと。

- 求める資格が「土木施工管理技士」「建築施工管理技士」「建設機械施工技士」「電気工事施工管理技士」「管工事施工管理技士」「造園施工管理技士」「電気通信工事施工管理技士」の場合は、合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者も認める(合格通知から6ヵ月以内に限る)。
- 配置予定技術者が同種・類似実績として提出した工事にて、同種・類似実績に対する従事状況(期間等)の確認する。
- 「工事实績情報システム(CORINS)」に登録無き工事及び「工事实績情報システム(CORINS)」の登録内容で同種工事等の工事内容が確認できない工事は、入札説明書にて提出を求めた書類(契約図書、施工計画書等)により確認を行う。
- 電気通信工事施工管理技士
 - ・1級合格者 電気通信工事 : 監理技術者・主任技術者として認める
 - ・2級合格者 電気通信工事 : 主任技術者として認める
- 登録基幹技能者の認定

登録基幹技能者講習を修了した者のうち、許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるもの※については、主任技術者の要件を満たすものとして認定する。(建設業法施行規則第7条の3の改正)

※ 建設業の種類に対応した登録基幹技能者講習に関する告示(国土交通省告示第435号(平成30年3月15日))を平成30年4月1日に施行

	国家資格	登録資格 (民間資格)	実務経験者
監理 技術者	技術検定(1級:6種目) 《土木、建築、電気、管、造園、建設機械》  新たな資格の創設 (まずは「電気通信工事」)	その他 国家資格 (1級建築士等)	認めていない 指定7業種では 認めていない (土木、建築、電気、管、 鋼構造、舗装、造園) ----- 下記に加え、指導監督的な 立場での2年経験
主任 技術者	技術検定(2級:6種目) 《土木、建築、電気、管、造園、建設機械》  新たな資格の創設 (まずは「電気通信工事」)	その他 国家資格 (2級建築士等)	建設業法での 登録資格(4資格)  認定・登録の推進 最終学歴に応じた 実務経験年数

①「配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績」の留意事項

- 実績を求める発注機関は、中部地方整備局及び P. 44 別表2「発注機関」のとおり区分する。
- 実績は以下に示す年度以降に引渡し完了したものを対象とする。

本官工事	平成18年度以降
分任官工事	対象年度を設定しない

配置する技術者が平成 18 年度以降に産前産後休暇及び育児休暇を取得している場合、その期間に相当する期間を実績評価期間に加えることができる。

- 同種・類似工事の実績で、異なる機関の実績が提出された場合は、各評価項目を合計し一番低いと判断される実績で評価する。
- 工事成績資料の取扱いは以下のとおりとする
 - ア) 工事成績評定通知等の評定点の合計※(以下「工事成績」という。)が企業に通知されている実績においては、「工事成績」を証明する資料の添付がなければ入札に参加できない。(中部地方整備局(港湾空港関係を除く)発注工事で、平成 13 年度以降に完成し引き渡しを行った工事成績である場合は書類の添付は必要ない。)
 - ※「工事成績評定通知書等の評定点の合計」とは監理(主任)技術者又は現場代理人に付す点数ではなく、企業が得た工事成績とする。その場合、「工事成績」が65点未満の場合は入札に参加できない。
 - イ) 「工事成績」が企業に通知されていない実績の場合は、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡し完了したことを証明する書類を添付する。
 - ウ) 国土交通省のうち、地方整備局(旧組織を含む)及び北海道開発局・沖縄総合事務局の実績であって、平成 18 年度以降に引き渡された請負金額が500万円未満の工事においては、実績工事に係る検査結果通知書等の検査に合格したことが証明できる書類の添付がなされていれば、評定点を65点と見なすものとする。
 - エ) ただし、転職等により工事成績評定通知書等の評定点合計を証明する書類の写しを添付することが困難な実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類、引渡し完了したことを証明する書類又は「工事成績情報システム(CORINS)」の写しをもって65点と見なすことができるものとする。なお、「工事成績」が65点以上の実績に限る旨を明記すること。
 - オ) 海外認定・表彰制度により認定された海外実績を、国内の工事の実績と同様に評価する。
 - ※海外認定・表彰制度は技術者の実績を認定・表彰する制度であるが、工事における「企業の能力等」についても、競争参加者が当該認定実績での評価を申請する場合、国内の工事の実績と同様に評価できることとする。
 - ※工事・業務の総合評価落札方式等における海外インフラプロジェクトに携わる技術者の評価について(https://www.cbr.mlit.go.jp/contract/kouji/pdf/shiryo_210322.pdf)を参照

②「継続教育(CPD)単位の取得状況」の留意事項

- 配置予定技術者の学習履歴を証明する証明書の写しを求め、当該団体の推奨単位以上を取得している場合について、評価する。
評価対象機関は、証明書を発行している団体は＜参考＞証明書を発行している団体を参照すること。
- 過去1年(発注前年度)に、年間推奨単位(各団体の1年間の推奨単位(ユニット等))を取得した場合に評価する。ただし、令和3年度および令和4年度実施工事に限り、過去2年(発注前年度、前々年度)を評価対象期間とする。
- 評価は、条件を満たす「継続教育の証明書がある」場合に評価するものとし、証明書の添付がない場合は評価しない。
- 評価期間を外れる期間で単位取得証明がされた証明書は、評価対象としない。
- 配置する技術者が上記の期間に産前産後休暇及び育児休暇を取得している場合、その期間に相当する日数を評価期間以前に加えることができる。
- 証明書に付属する単位取得明細書の添付は必要ない。
- 加盟団体、年間推奨単位等は更新されるため各団体のウェブサイト等により確認を行う。
(例:建設系 CPD 協議会 <http://www.cpd-ccesa.org/>)
- 年間または数年間の推奨単位が記載されている場合は、そのいずれかが、満足していれば評価する。

＜参考＞ 証明書を発行している団体

令和3年8月確認情報

団体名	単位	年間推奨単位	備考
全国土木施工管理技士会連合会	ユニット	20	
土木学会	単位	50	
日本技術士会	CPD	50	

団体名	年間推奨単位	備考
(公社)日本建築士会連合会	12認定時間／年 (左記団体の合計)	
(一社)日本建築士事務所協会連合会		
(公社)日本建築家協会		
(一社)日本建設業連合会		
(一社)日本建築学会		
建築設備士関係団体CPD協議会		
(一社)日本建築構造技術者協会		
(一財)建設業振興基金		
(公財)建築技術教育普及センター		

③「配置予定技術者の工事成績」の留意事項(対象は平成25年度以降に完成した工事実績)

- 配置予定技術者の同種・類似工事の工事成績の留意事項
配置する技術者が平成25年度以降に産前産後休暇及び育児休暇を取得している場合、その期間に相当する年を評価対象期間以前に加えることができる。評価対象期間以前に加える期間は、年単位とし、1年未満の期間の場合は1年を、1年以上の期間の場合は切り上げた年数とする。
- ア) 配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績として提出された、企業が得た「工事成績」で評価する。(監理(主任)技術者又は現場代理人に付す点数ではない)
- イ) 評価にあたっては以下のとおりとする。

対象実績	評価区分
国土交通省地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局の平成25年度以降に完成した工事 (請負金額が500万円未満の工事は除く)	工事成績評定点で評価
上記以外	見なし65点

ウ) 同種・類似工事の実績を複数項目で設定し、異なる機関の実績が提出された場合は、一番低いと判断される機関の実績で評価する。(同一工事に限定しない場合に限る。)

○ 配置予定技術者の同種・類似工事の工事成績(安全対策)の留意事項

ア) 工事成績(安全対策)は、工事成績評定通知書の内訳(項目別評定点等)により評価する。

なお、国土交通省地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局が発注する工事以外も評価対象とする。ただし、工事成績の内訳(項目別評定点)のうち「安全対策」の評定点のみ書類の添付がない場合については、工事成績(安全対策)の評価項目について評価しない。(中部地方整備局(港湾空港関係を除く)発注工事で、平成13年度以降に完成し引き渡しを行った工事実績である場合は書類の添付は必要ない。)

イ) 評価については、以下により得点率を算出し配点区分により加点する。

$$\text{得点率(\%)} = \frac{\text{配置予定技術者の同種・類似工事の施工状況(安全対策)の評価点}}{\text{施工状況(安全対策)の評価点(満点)}} \times 100$$

(※小数第一位を切り捨てた数値とする)

別表1 項目別評定点		
評価項目	細 別	評定点/満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／ 3.3 点
	II. 配置技術者	／ 4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	／ 13.0 点
	II. 工程管理	／ 8.1 点
	III. 安全対策	／ 8.8 点
	IV. 対外関係	／ 3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	／ 14.9 点
	II. 品質	／ 17.4 点
	III. 出来ばえ	／ 8.5 点
4. 工事特性(加点のみ)	I. 施工条件等への対応	／ 7.3 点
5. 創意工夫(加点のみ)	I. 創意工夫	／ 5.7 点
6. 社会性等(加点のみ)	I. 地域への貢献等	／ 5.2 点
7. 法令遵守等(減点のみ)	工事事故等による減点	
	総合評価による減点	
評定点合計		／ 100.0 点

④ 「新技術活用実績」の留意事項

<例>工事成績評定通知書(安全対策)(中部地方整備局)>

○ 新技術の活用実績

ア) 新技術の活用実績は、「当該工事における技術資料に記載された配置予定技術者の実績工事」において「新技術情報提供システム(NETIS)」に掲載された技術を実施した1工事あたりの活用件数について評価する。また、国土交通省地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局が発注する工事以外も対象とする。

イ) 「工事実績情報システム(CORINS)」の登録内容で活用件数が確認出来ない場合は、活用実績が確認できる以下の書類の写しを添付すること。

- ・ NETISの場合(末尾-VE以外):新技術活用計画書・実施報告書
- ・ NETIS(末尾-VE)及びその他:工事関係書類等(工事名・工期・会社名・新技術の実績数及びNETISについてはNETIS番号がわかるもの)を確認

なお、提出書類により実績が確認できないものについては評価しない。

ウ) 評価対象期間は、入札説明書に示す「競争参加資格の審査及び評価の基準日」から遡って、工期末日の翌日が2年以内(WTO 段階選抜方式の場合は4年以内)のものに限る。

⑤ 海外インフラプロジェクト優良技術者

○ 海外認定・表彰制度により表彰された以下の海外実績を評価の対象とし、以下のいずれかに該当する場合、加点する。

「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞」

「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞」

※ 工事・業務の総合評価落札方式等における海外インフラプロジェクトに携わる技術者の評価について(https://www.cbr.mlit.go.jp/contract/kouji/pdf/shiryo_210322.pdf)を参照

⑥ 「難工事指定対象工事実績」の留意事項

○ 難工事指定対象工事実績

ア) 配置予定技術者の「同種・類似工事の実績」と同一工事を対象とする。

イ) 「難工事施工実績」の評価の対象は、中部地方整備局(港湾空港関係を除く。)の発注した工事で難工事指定された工事のうち元請として完成・引渡し完了した工事で、工事評定点の合計が7

0点以上の工事に従事した経験について評価する。

ウ) 対象期間は、審査及び評価の基準日から遡って、工期末日の翌日が1年以内のものとする。

- 「難工事指定対象工事实績」がある場合は、公告文又は入札説明書の写し等(難工事指定の工事であることが証明できる部分)の添付により確認する。提出書類により実績が確認できないものについては評価しない。

⑦ 高度なマネジメント(PPP等)の実施実績(WTO 段階選抜方式に原則適用)

- 高度なマネジメント経験は、事業促進 PPP、PM/CM、技術協力業務(ECI)の完了した工事もしくは業務に従事した技術者の実績を評価する。
- 対象は、中部地方整備局及び政府調達機関等※の発注した工事等で、「配置予定技術者の同種工事」及び「同種の施工実績」と同じである必要はない。
- 評価対象期間は、**平成29年度～令和2年度**の完成した工事等を対象とする。
- 高度なマネジメントの実績は、業務実績情報システム(TECRIS)の登録内容で確認できない場合は、配置予定技術者が従事した状況を証明できる資料の写し(契約書及び業務計画書等)を添付するものとする。

なお、提出書類により実績が確認できないものについては評価しない。

※P. 44 別表1「政府調達機関等」及び「他地整・県・政令市等」に示すとおり

⑧ 学会誌や協会誌等への執筆や投稿、発表論文などの実績(WTO 段階選抜方式に原則適用)

- 建設分野に関する論文等の執筆や投稿(連名、共著を含む。掲載されたものに限る。)した実績を評価する。
- 評価対象期間は、「競争参加資格の審査及び評価の基準日」から遡って掲載日の翌日が4年以内のものに限る。
- 以下のいずれかの条件を満足する場合に評価対象とする。

ア) 以下のいずれかの条件を満足する者が発行する冊子へ、建設分野に関する論文等の掲載実績有り

- ・公益法人(公益社団法人及び公益財団法人)
- ・国立研究開発法人
- ・建設系 CPD 協議会構成団体、建設系 CPD システムに主催登録している団体(P.33 参照)

イ) 日本学術会議協力学術研究団体(土木工学・建築学分野に限る。)に指定された団体が発行する冊子へ、発注工事で定める「同種工事」に関する学術研究の論文等の掲載実績有り

- 執筆、投稿が掲載された学会誌、協会誌、機関誌等(以下、冊子という)の名称と、発行した法人又は団体の名称を様式に記入し、冊子の表紙及び掲載された全ページの写しを添付すること。なお、提出書類により実績が確認できないものについては評価しない。

(2) 「企業の能力」の留意事項

- 同種・類似工事の施工実績は対象業者の種類により、以下のとおりとする。

対象業者の種類	構成員等	実績の求め方（同種・類似）
単体業者	単体業者	同種又は類似工事の実績
経常建設共同企業体(甲型)	いずれかの構成員	同種又は類似工事の実績
地域維持型建設共同企業体(甲型)	いずれかの構成員	同種又は類似工事の実績

※類似条件を付さない場合は、全ての参加企業に同種工事の実績を求める。

- 「工事実績情報システム(CORINS)」に登録無き工事及び契約時の CORINS 登録のみで工事内容が確認できない工事は、入札説明書にて提出を求めた書類(契約図書、施工計画書等)により確認を行う。

① 「企業の同種・類似工事の施工実績」の留意事項

- 企業の同種・類似工事の実績は、平成 18 年度以降に引渡し完了した工事の実績を対象とする。
- 同種・類似工事の実績で、異なる機関の実績が提出された場合は、各評価項目を合計し一番低いと判断される実績で評価する。
- 実績を求める発注機関は P. 44 別表2 「発注機関」のとおり区分する。
- 工事成績資料の取扱いは以下のとおりとする
- ア) 工事成績評定通知等の評定点の合計(以下「工事成績」という。)が企業に通知されている実績においては、「工事成績」を証明する資料の添付がなければ入札に参加できない。(中部地方整備局発注(港湾空港関係を除く。)工事実績である場合は、書類の添付は必要ない。)
- その場合、「工事成績」が65点未満の場合は入札に参加できない。
- イ) 「工事成績」が企業に通知されていない実績の場合は、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡し完了したことを証明する書類を添付すること。
- ウ) 国土交通省のうち、地方整備局(旧組織を含む)及び北海道開発局・沖縄総合事務局の実績であって、平成 18 年度以降に引き渡された請負金額が500万円未満の工事においては、実績工事に係る検査結果通知書等の検査に合格したことが証明できる書類の添付がなされていれば、評定点を65点と見なすものとする。
- ※営繕部及び静岡営繕事務所が発注する工事は、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局(旧組織を含む)並びに北海道開発局、沖縄総合事務局の実績を対象とする。

② 「維持修繕工事等の施工実績」の留意事項

- 維持修繕工事等の実績は、中部地方整備局または他地整・県・政令市等※の発注工事では平成 29 年度から令和2年度に完成した維持修繕工事の実績について評価する。
- ※P. 44 別表1 「政府調達機関等」及び「他地整・県・政令市等」に示すとおり
- 施工能力評価型(分任官工事)について、「工事発注事務所管内実績」の場合は、1点加点とする。なお、複数の施工実績(中部地方整備局発注の維持修繕工事で過去4年に4件以上の実績)が提出された場合は、提出された施工実績のいずれか1件が工事発注事務所管内実績であれば「工事発注事務所管内実績」と見なし1点加点し評価する。
- 提出資料における留意事項
- ア) 工事成績評定通知等
- 施工実績については、「工事実績情報システム(CORINS)」の番号を記載すること。(この場合、写しの添付の必要は無い。)
- なお、工事実績情報システム(CORINS)の工事実績において維持修繕工事等の対象となる工事内容が明確にわからない場合は、工事内容のわかる設計図書類等(図面・数量総括表・施工計画書等)を添付すること。
- イ) 施工実績が「工事実績情報システム(CORINS)」に登録されていない場合は、契約書の他工事

内容および検査に合格したことを証明する書類または、引渡しが完了したことを証明する書類の写しを添付することとする。

ウ) 工事实績が共同企業体の場合は、構成員であることを証明する書類を添付するものとする。

エ) 提出書類により実績が確認できないものについては評価しない。

○ 維持修繕工事等の考え方は以下のとおりとする。

維持修繕工事等とは、以下に示す維持修繕工事、経常維持工事をいう。

ア) 維持修繕工事とは、既設構造物・施設等の補修、改修及び整備工事等(耐震補強、交差点改良、歩道整備・設置(現道工事)、電線共同溝(現道工事)、設備更新、**塗装塗替・区画線補修**等を含む)を行った工事を対象とする。

イ) 経常維持工事とは、契約に基づく一定の期間(工期)及び区間(工事対象区間)において日常的に施設維持を行う維持工事、除草工事、流木処理工事、河川清掃工事、道路照明施設維持工事、道路除雪(雪氷)工事、道路清掃工事をいう。なお、要件を満たす役務(業務)、単価契約の契約形態を含む。

ウ) 24時間体制とは、経常維持工事のうち、契約期間の中で、平日の昼間以外に土曜日、日曜日、祝祭日を含め昼夜を問わず、緊急作業を実施する工事(道路の経常維持(応急処理作業工又は緊急巡回を含む)、雪寒、河川の経常維持(応急処理作業工又は出水時等巡視を含む)、ダム(貯水池含む)の維持))を対象とする。

③「企業の工事成績」の留意事項

○ 中部地方整備局発注(港湾空港関係を除く)の工事成績平均点(少数第2位以下切捨)で評価する。

○ **平成29～令和2年度**に完成した「当該工種」の工事が対象

○ 上記実績が無い場合は『65点』の見なし点数とする。

○ 経常建設企業体(甲型)の実績の取扱い以下のとおりとする。

単体業者	当該業者が受注した実績に加え、当該業者が参加する経常建設共同企業体の実績を全て対象とする。
経常建設共同企業体(甲型)	当該建設共同企業体が受注した実績に加え、構成員が単体業者として受注した実績を全て対象とする。
地域維持型建設共同企業体(甲型)	当該建設共同企業体が受注した実績に加え、構成員が単体業者として受注した実績を全て対象とする。

○ 中部地整(港湾空港関係除く)発注の**令和元年、令和2年度**の工事成績で60点未満の場合は減点を行う。

④「難工事指定対象工事实績」の留意事項

○ 難工事指定対象工事实績

ア) 企業の「同種・類似工事の実績」と同一工事を対象とする。

イ) 「難工事施工実績」の評価の対象は、中部地方整備局(港湾空港関係を除く。)の発注した工事で難工事指定された工事のうち元請として完成・引渡し完了した工事で、工事評定点の合計が70点以上の工事について評価する。

ウ) 対象期間は、審査及び評価の基準日から遡って、工期末日の翌日が1年以内のものとする。

○ 「難工事指定対象工事实績」がある場合は、公告文又は入札説明書の写し等(難工事指定の工事であることが証明できる部分)の添付により確認する。提出書類により実績が確認できないものについては評価しない。

⑤「優良工事表彰等」の留意事項

○ 優良工事表彰(対象は**令和2、3年度**表彰)

ア) 入札参加者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長(管理所長、室長)より「優良工事表彰」を当該工種における元請として受賞した場合に評価する。

イ) 評価対象の期間は、表彰月の翌月から2年後の表彰月まで

ウ) 技術資料(競争参加資格確認資料)に表彰有無の記載があり、表彰実績が確認できた場合に評価対象とする。表彰の写しの添付は不要。

エ) 評価対象となる「優良工事表彰」の受賞後に「中部地方整備局発注(港湾空港関係を除く)工事で65点未満の工事成績通知」を受けた企業の優良工事表彰は評価対象としない。

○ 工事成績優秀企業認定(対象は令和2、3年度認定)

ア) 入札参加者が中部地方整備局長より「工事成績優秀企業」として認定されている場合に評価する。ただし当該工事の工種が次の10工種の場合に限る。

一般土木工事、アスファルト舗装工事、鋼橋上部工事、セメント・コンクリート舗装工事、プレストレスト・コンクリート工事、法面処理工事、維持修繕工事、河川しゅんせつ工事、グラウト工事、杭打工事

イ) 評価対象の期間は、認定月から2年間

ウ) 技術資料(競争参加資格確認資料)に認定の有無が記載されており、認定が確認できた場合に評価する。ただし、認定の写しを添付する必要はない。

エ) 評価対象となる「工事成績優秀企業」の認定後に「中部地方整備局発注(港湾空港関係を除く)工事」で65点未満の工事成績通知を受けた企業の工事成績優秀企業認定は評価対象としない。

⑥「安全工事表彰」の留意事項(対象は令和2、3年度表彰)

○ 入札参加者が中部地方整備局長又は事務所長(管理所長、室長)より「安全工事表彰」を元請として受賞の場合に評価する。

○ 同種・類似工事として申請の施工実績や当該工事の工種に限らず、他の実績や全ての工種を評価対象とする(港湾空港関係を除く)。

○ 評価対象の期間は、表彰月の翌月から2年後の表彰月まで

○ 技術資料(競争参加資格確認資料)に表彰有無の記載があり、表彰実績が確認できた場合に評価対象とする。表彰の写しの添付は不要。

⑦「社会貢献等表彰」の留意事項(対象は令和2、3年度表彰)

○ 入札参加者が中部地方整備局管内の事務所長(管理所長)より「社会貢献等表彰」を元請として受賞の場合に評価する。

○ 同種・類似工事として申請の施工実績や当該工事の工種に限らず、他の実績や全ての工種を評価対象とする(港湾空港関係を除く)。

○ 評価対象の期間は、表彰月の翌月から2年後の表彰月まで

○ 技術資料(競争参加資格確認資料)に表彰有無の記載があり、表彰実績が確認できた場合に評価対象とする。表彰状の写しの添付は不要。

⑧「週休2日取組実績」の留意事項

○ 週休2日の取組は、企業が元請として、中部地方整備局が発行した完全週休2日取組認定証の所持者もしくは、中部地方整備局(完全週休2日取組認定証発行の対象工事を除く)または政府調達機関等※1の週休2日取組対象工事、及び地方整備局または北海道開発局の週休2日交替制モデル工事において4週6休以上※2を達成した完成工事を評価する。

※1 P. 44 別表1「政府調達機関等」及び「他地整・県・政令市等」に示すとおり

※2 技術提案評価型S型は4週8休以上

○ 対象工事は、「配置予定技術者の同種または類似工事」もしくは「同種または類似工事の施工実績」以外も対象とする。

○ 評価対象期間は、入札説明書に示す「競争参加資格の審査及び評価の基準日」から遡って、完全週休2日取組認定証の場合には発行日、4週6休以上※2の場合には工期末日の翌日が1年以内のものに限る。

○ 週休2日の取組は、履行が確認できる以下ア)イ)ウ)のいずれかの書類の写しを添付すること。

ア) 完全週休2日取組認定証(中部地方整備局が発行したもの)

イ) 4週6休以上※2を証明する書類(上記ア)の対象工事は除く)

・工事実績情報システム(CORINS)に登録がないものは、契約書等(工事名・工期末のわかるもの)

・各機関の要領等で4週6休以上※2を達成したことのわかる工事関係図書等

・週休2日対象工事がわかる資料(追加特記仕様書もしくは公告文等(中部地方整備局発注工事では、別紙2(下表)に示す週休2日の種別がわかるもの))

なお、提出書類により実績が確認できないものについては評価しない。

※2 技術提案評価型S型は4週8休以上

・週休2日の取組に関する考え方(週休2日交替制モデル工事を除く)

種 別 発注機関	完全週休2日を全週達成	完全週休2日		週休2日相当	
	発注者指定・受注者希望型 共通	発注者指定型	受注者希望型	発注者指定型	受注者希望型
中部地方整備局 (週休2日の定義 は以下の参考によ る。)	完全週休2日の考え方に基づき、対象期間中の全週間数に対して、休工対象日を現場閉所とした週間数の割合が100%であると判断された場合に評価。 (週休2日相当の対象工事でも、上記に該当すれば評価する)	中部地方整備局が発行した完全週休2日取組認定証にて評価	完全週休2日(受注者希望型)の考え方に基づき、4週6休以上※2達成したと判断された場合に評価(ただし、平成30年7月31日まで公告した工事において、公告文に「完全週休2日取組認定証」の発行が記載されたものについては、完全週休2日取組認定証にて評価)	週休2日相当(発注者指定型)の考え方に基づき、4週6休以上※2達成したと判断された場合に評価	週休2日相当(受注者希望型)の考え方に基づき、4週6休以上※2達成したと判断された場合に評価
その他 政府調達機関等	各機関の要領等に基づく週休2日取り組み工事において、4週6休以上※2が達成したと認められると判断できる場合に評価。				

※2 技術提案評価型 S 型は4週8休以上

参考:中部地方整備局における週休2日試行工事の取組実績に関する情報

		完全週休2日		週休2日相当	
		発注者指定型	受注者希望型	発注者指定型	受注者希望型
共通事項	完全週休2日を全週達成の定義	対象期間中の全週間数に対して、休工対象日（完全週休2日において適用される休工対象日を指す）を現場閉所とした週間数の割合が100%であった場合に評価を行う			
	週休2日の定義	対象期間中の各週において休工対象日に現場閉所を実施すること		対象期間において、2／7以上の現場閉所を実施すること	
	非対象期間	準備期間、後片付け期間、夏季休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作のみの期間、工事故等による不稼働期間、天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間、その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間			
	現場閉所の定義	現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場事務所が閉所された状態をいう			
工事成績 ＋ 完全週休2 日取組認定 証	工事成績評価	対象期間中の全日数に対する休工（現場閉所）日数の割合が2／7（週休2日（4週8休））を超えた場合に評価を行う			
	完全週休2日取組認定証	対象期間中の全週間数に対して、休工対象日を現場閉所とした週間数の割合が70%以上を超えた場合に発行する。			
	対象期間	工期開始日から工事完了日のうち、非対象期間を除いた期間			
	休工対象日	「土曜日・日曜日」・「祝祭日」とし、実際の休工に際してはこれに代わる定休日を設定してもよい 天候（降雨・積雪等）により休工した日は、休工としてカウントしない			

ウ)「週休2日交替制モデル工事(試行)」における4週6休以上を証明する書類

地方整備局及び北海道開発局発注の工事を対象とする。

発注機関の要領等で定める対象期間に対する、技術者及び技能労働者の平均休日日数の割合(休日率)が、21.4%(6日/28日)以上である場合に評価する。

・発注機関の要領等で定める対象期間中に4週6休以上を達成したことのわかる工事関係図書等

・週休2日交替制モデル工事(試行)がわかる資料(協議(指示)簿、追加持記仕様書もしくは公告文等)

なお、提出書類により実績が確認できないものについては評価しない。

⑨ 遠方地への支援活動実績(本官工事では評価対象外)

- 平成 28 年 4 月 1 日以降に中部地方整備局管内の本店、支店又は営業所が中部地方整備局又は政府調達機関等※から要請を受けて、中部地方整備局管外において緊急的に実施した災害・支援活動(鳥インフルエンザ、豚熱等の防疫活動等を含む)実績がある場合に評価するものとする(実施日が平成 28 年 4 月 1 日以降のものが評価の対象)。

- 上記の災害支援等活動により中部地方整備局長、事務所長又は政府調達機関等※の長より感謝状、表彰を受けた場合は＋1点
 上記の災害支援等活動による感謝状、表彰を加点対象とする。
 また、「災害対策関係功労者中部地方整備局長表彰・事務所長表彰」の決定通知（表彰出席依頼）も加点対象とする。
- 活動実績を証明できる資料として、要請書、協定書、契約書等の写し、若しくは、中部地方整備局または政府調達機関等※の参加実績証明書の写しの添付がある場合に評価する。
- 活動実績が下請以降である場合は、資料として、中部地方整備局または政府調達機関等※が発出した元請への要請書や契約書の写し、及び、元請から下請への要請書や契約書の写しの添付がある場合に評価する。
- 政府調達機関等※からの活動実績の場合に、災害支援等活動実績が否か判断出来ない場合は、直接、政府調達機関等※へ確認すること。
- 特定の者のみが実績を有するために公平性が確保できない工種（塗装等）は、評価対象としないことが出来る。
 ※ P. 44 別表1「政府調達機関等」及び「他地整・県・政令市等」に示すとおり

⑩ 登録基幹技能者の配置

- 当該工事（工種）の品質確保に寄与する登録基幹技能者（元請・下請）を配置できる場合に評価するものとする。
[\[https://www.kensetsu-kikin.or.jp/humanresources/technician/data_top.php\]](https://www.kensetsu-kikin.or.jp/humanresources/technician/data_top.php)

⑪ 担当技術者の資格（元請のみ）

- 評価の対象は、自社の職員で1級舗装施工管理技術者の資格を有した技術者を配置できる場合に評価するものとする。
- 舗装施工時に、監理（主任）技術者・現場代理人とは別に担当技術者として配置される場合、又は監理（主任）技術者・現場代理人と兼務する場合に評価する。
- 1級舗装施工管理技術者の資格が確認できる書類が添付されない場合は評価しない。
- 配置予定の監理（主任）技術者が複数名申請された場合、その技術者のうち1名が1級舗装施工管理技術者として申請された場合は、監理（主任）技術者・現場代理人と兼務として取り扱う。
- 工事種別が「アスファルト舗装工事」又は「セメント・コンクリート舗装工事」以外の場合においても、「担当技術者の資格」を評価することが相応しい工事は、1級舗装施工管理技術者の資格に変えて、他の資格も担当技術者の資格として評価することとする。

⑫ 「BIM/CIM 活用工事の実績」の留意事項

- BIM/CIM活用工事は、「配置予定技術者の同種または類似工事」もしくは「同種または類似工事の施工実績」における実績を評価する。
- BIM/CIM活用工事の実績は、実績が証明できる書類の写し（BIM/CIM実施報告書等で工事名・工期・会社名・BIM/CIM活用工事の実績がわかるもの）を添付すること。なお、提出書類により実績が確認できないものについては評価しない。
- 評価対象期間は、入札説明書に示す「競争参加資格の審査及び評価の基準日」から遡って、工期末日の翌日が2年以内のものに限る。

⑬ i-Construction におけるICTの活用

- 「MC、MG」活用実績
 <ICT土工発注者指定Ⅱ型のみ適用>
 ア) 対象工事は、3億円未満で公告する一般土木工事で、河川土工・海岸土工・砂防土工・道路土工において、切土量・盛土量いずれかが 10,000m³ 以上の工事
 （「ICT活用工事（土工）実施要領」に記載がある工種を対象とする）
 イ) 過去に「MC、MG」を活用した施工の実績（発注者指定、施工者希望を問わない。）を証明できる資料として、契約書、施工計画書、アンケート調査票等の写しの添付がある場合に評価する。
- i-Construction におけるICT土工を実施<ICT土工：施工者希望型Ⅰ型のみ適用>
 ア) 対象工事は、3億円未満で公告する一般土木工事で、河川土工・海岸土工・道路土工において、切土量・盛土量いずれかが 10,000m³ 未満から 1,000m³ 以上の工事
 砂防土工に関しては、切土量・盛土量いずれかが 10,000m³ 未満から 500m³ 以上の工事とする。

(「ICT活用工事(土工)実施要領」に記載がある工種を対象とする)

- イ) 現場条件によりICTによる施工が適当でない箇所を除く土工施工範囲の全てで活用する場合は、建設ICT活用計画書様式のチェック欄に「■」と記入する。
- ウ) 建設生産プロセス①～⑤の全ての段階で全面的に活用する場合(建設ICT活用計画書様式のチェック欄が■)のみ加点評価の対象とする。(企業能力評価型、チャレンジ型は除く)
- i-Construction におけるICT舗装工(As,Co)を実施<ICT舗装工(As,Co):施工者希望型 I 型のみ適用>
- ア) 対象工事は、3億円未満で公告する、新設路盤工が 10,000m² 以上の工事で、次に示す工事
アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工
- イ) 現場条件によりICTによる施工が適当でない箇所を除く路盤工施工範囲の全てで活用する場合は、建設ICT活用計画書様式のチェック欄に「■」と記入する。
- ウ) 建設生産プロセス①～⑤の全ての段階で全面的に活用する場合(建設ICT活用計画書様式のチェック欄が■)のみ加点評価の対象とする。(企業能力評価型、チャレンジ型は除く)
- i-Construction におけるICT河川浚渫工を実施<ICT河川浚渫工:施工者希望型 I 型のみ適用>
- ア) 対象工事は、3億円未満で公告する、浚渫数量が 20,000m³ 以上の工事で、次に示す工事
浚渫工(バックホウ浚渫船)
- イ) 現場条件によりICTによる施工が適当でない箇所を除く浚渫工施工範囲の全てで活用する場合は、建設ICT活用計画書様式のチェック欄に「■」と記入する。
- ウ) 建設生産プロセス①～⑤の全ての段階で全面的に活用する場合(建設ICT活用計画書様式のチェック欄が■)のみ加点評価の対象とする。(企業能力評価型、チャレンジ型は除く)
- i-Construction におけるICT舗装工(修繕工)を実施<ICT舗装工(修繕工):施工者希望型 I 型のみ適用>
- ア) 対象工事は、切削オーバーレイ工が 10,000m² 以上で公告する工事
- イ) 現場条件によりICTによる施工が適当でない箇所を除く路盤工施工範囲の全てで活用する場合は、建設ICT活用計画書様式のチェック欄に「■」と記入する。
- ウ) 建設生産プロセス①②⑤の全ての段階で活用する場合(建設ICT活用計画書様式のチェック欄が■)のみ加点評価の対象とする。(企業能力評価型、チャレンジ型は除く)

⑭ 手持ち工事量

- 中部地方整備局発注(港湾空港関係を除く)の一般土木工事(予定価格3億円未満の工事)について、入札説明書に示す「競争参加資格の審査及び評価の基準日」時点で施工中の件数に応じて評価する。
- 施工中とは、契約日から工事完了日までの期間(契約日、工事完了日を含む)をいう。

⑮ 「国土技術開発賞」の留意事項 (WTO 段階選抜方式に適用)

- 「国土技術開発賞」は、最優秀賞、優秀賞、特別賞の3つのカテゴリーがあるが、いずれの賞も評価対象とする。
- 国土交通省地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局が発注する工事以外も対象とする。
- 評価対象期間は、令和元年～令和3年(第21回～23回)の受賞を対象とする。
- 受賞の実績は、実績が証明できる書類の写し(表彰等)を添付すること。なお、提出書類により実績が確認できないものについては評価しない。

⑯ WLB 推進企業(WTO 段階選抜方式に適用)

- WLB 推進企業について次に掲げるいずれかの認定等を受けている企業を評価対象とする。
- ア) 女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等)
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)策定している企業(常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。)をいう。
- イ) 次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん認定企業)

次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

- ウ) 若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定企業)
 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- 入札説明書に定める様式に適合状況を記入し、それを証明する書類(以下 ア)～ウ)に示すもの)を添付すること。(外国法人については、内閣府による認定等相当確認通知書の写しを添付すること。)。提出書類により確認できないものについては評価しない。
- ア) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等
 認定通知書の写し、又は、一般事業主行動計画策定・変更届(都道府県労働局の受領印付)の写しを添付すること
- イ) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定
 認定通知書の写しを添付すること
- ウ) 若者雇用促進法に基づく認定
 認定通知書の写しを添付すること

(3) 「地域精通度・貢献度」の留意事項

①「平成18年度以降の当該事務所管内の工事实績」の留意事項(チャレンジ型のみ適用)

- 施工場所を管轄する出張所又は事務所管内で実績を有する場合に評価する。
- 施工場所が複数の出張所管内を跨ぐ場合には、そのいずれかの施工実績があれば、出張所管内での実績有りとして評価する。

②「地域内の拠点の有無」の留意事項

- 建設業法に基づき設置された本店、支店、営業所の所在地を評価する。

③「災害活動実績」の留意事項

- 平成28年4月1日以降に、「中部地方整備局管内において※1、中部地方整備局または政府調達機関等※2の要請を受けて緊急的に実施した災害・支援活動(鳥インフルエンザ、豚熱等の防疫活動等を含む)」実績が有る場合に評価(実施日が平成28年4月1日以降のものが評価の対象)
 ※ 本官工事においては、管外実績も評価する。
- 上記の災害支援活動により中部地方整備局長、事務所長又は政府調達機関等※2の長より感謝状、表彰を受けた場合は+1点
 上記の災害支援活動による感謝状、表彰を加点対象とする。
 また、「災害対策関係功労者中部地方整備局長表彰・事務所長表彰」の決定通知(表彰出席依頼)も加点対象とする。
- 活動実績を証明できる資料として要請書、協定書、契約書等の写し若しくは、中部地方整備局または政府調達機関等※2の参加実績証明書の写しの添付がある場合に評価する。
- 活動実績が下請以降である場合は、資料として、中部地方整備局または政府調達機関等※2が発出した元請への要請書や契約書の写し、及び、元請から下請への要請書や契約書の写しの添付がある場合に評価する。
- 政府調達機関等※2からの活動実績の場合に、災害活動実績か否か判断出来ない場合は、直接、政府調達機関等※2へ確認すること。
- 特定の者のみが実績を有するために公平性が確保できない工種(塗装等)は、評価対象としないことが出来る。
 ※2 P. 44 別表1「政府調達機関等」及び「他地整・県・政令市等」に示すとおり

④「災害協定締結の有無」の留意事項

- 「入札参加者が会員等となっている法人格を有する団体」と、「中部地方整備局」又は「中部地方整備局管内の事務所」が災害協定を締結しており、災害応急活動等に従事するものであることを協定締結団体により証明された資料の添付がある場合に評価。
- 当該工事を発注した事務所との協定締結がある場合は、有利に加点する。
- 「入札参加者が会員等となっている団体」と工事毎に設定する拠点の有無に係る設定地域において政府関係機関等※が災害協定を締結している場合に評価(本官工事の場合は評価しない)

- 年度内に発行された団体が発行する証明書の写しを添付する。
 - 個別企業との協定締結は、評価しない。
 - 特定の者のみが実績を有するために公平性が確保できない工種（塗装等）は、評価対象としないことが出来る。
- ※P. 44 別表1「政府調達機関等」及び「他地整・県・政令市等」に示すとおり

⑤「ボランティアによる地域貢献」の留意事項

- 中部地方整備局管内における道路及び河川行政（発注事務所により、どちらかに限定）に係るボランティア活動により、中部地方整備局長及び事務所長（管理所長）から「入札参加者」や「入札参加者が会員等となっている団体」が表彰や感謝状を受けている場合に評価する。
- 表彰や感謝状を付与した事務所（管理所）管内での活動を評価する。
- 評価基準日（申請書等の提出期限日）から遡って2年以内の表彰や感謝状を評価する。
- 表彰や感謝状の写しの添付があった場合に評価する。
- 表彰や感謝状の授与者が団体の場合は、表彰や感謝状の写しの他に、授与団体が発行する「当該業者が参加したことを証明する資料」の添付がある場合に評価する。
- 特定の者のみが実績を有するために公平性が確保できない工種（塗装等）は、評価対象としないことが出来る。
- 中部地方整備局長から感謝状を受けた場合は発注工事の担当事務所管内の場合に限る
※営繕部及び静岡営繕事務所が発注する工事は、道路・河川の両方を評価対象とすることが出来る。

⑥「自由設定項目」の留意事項

- 自由設定項目は、評価項目の内容により入札説明書に示す「評価内容等の担保」として契約書の附則事項に記載され、提案の履行状況は確認事項となる場合もある。

（４） その他

- 以下4項目のすべてを評価対象としない場合、『企業的能力』を最大20点及び『企業的能力等』を最大24点とする。
 - ＜4項目＞ ・「遠方地への支援活動」
 - ・「災害活動実績」
 - ・「災害協定締結の有無」
 - ・「ボランティアによる地域貢献」

○各項にて定める機関

別表1 「政府調達機関等」及び「他地整・県・政令市等」

政府 調達 機関 等	他 地 整 ・ 県 ・ 政 令 市 等	他地方整備局及び北海道開発局	・中部地方整備局を除く地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局
		上記以外の国の機関	・政府調達に関する協定 附属書 I 付表1
		政府関係機関	・政府調達に関する協定 附属書 I 付表3 ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に示す特殊法人等 ・国土交通省所管のその他の独立行政法人 ・地方共同法人日本下水道事業団 ・文部科学省所管の大学共同利用機関法人
		都道府県・政令指定都市	・政府調達に関する協定 附属書 I 付表2
		都道府県・政令指定都市の関係機関	・地方道路公社法に基づく道路公社 ・公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」 ・地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」 ・都道府県・政令指定都市における特別地方公共団体
		市町村	・政令指定都市を除く市町村

政府調達に関する協定 附属書 I は外務省 HP

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/shotatu.html> に掲載のとおり。

※ 前身の機関における実績も現機関と同様とする。

別表2 「発注機関」

発 注 機 関	他地方整備局及び北海道開発局	・中部地方整備局を除く地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局
	上記以外の国の機関	・政府調達に関する協定 附属書 I 付表1
	政府関係機関	・政府調達に関する協定 附属書 I 付表3 ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に示す特殊法人等 ・国土交通省所管のその他の独立行政法人 ・地方共同法人日本下水道事業団 ・文部科学省所管の大学共同利用機関法人
	都道府県・政令指定都市	・政府調達に関する協定 附属書 I 付表2
	都道府県・政令指定都市の関係機関	・地方道路公社法に基づく道路公社 ・公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」 ・地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」 ・都道府県・政令指定都市における特別地方公共団体
	市町村及び民間事業等	上記以外のすべての実績

政府調達に関する協定 附属書 I は外務省 HP

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/shotatu.html> に掲載のとおり。

※ 前身の機関における実績も現機関と同様とする。

政府調達に関する附属書 I 付表

令和 2 年 2 月 14 日現在

付表1	付表2	付表3 A群	付表3 B群
衆議院	北海道	独立行政法人農畜産業振興機構	国立研究開発法人建築研究所
参議院	青森県	中日本高速道路株式会社	独立行政法人航空大学校
最高裁判所	岩手県	株式会社日本政策投資銀行	独立行政法人農林水産消費安全技術センター
会計検査院	宮城県	東日本高速道路株式会社	国立研究開発法人森林研究・整備機構
内閣	秋田県	独立行政法人環境再生保全機構	大学共同利用機関法人
人事院	山形県	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人海技教育機構
内閣府	福島県	独立行政法人奄美群島振興開発基金	国立研究開発法人水産研究・教育機構
復興庁	茨城県	年金積立金管理運用独立行政法人	全国健康保険協会
宮内庁	栃木県	阪神高速道路株式会社	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
公正取引委員会	群馬県	社会保険診療報酬支払基金	独立行政法人造幣局
国家公安委員会(警察庁)	埼玉県	北海道旅客鉄道株式会社(注釈1a及びg)	独立行政法人労働者健康安全管理機構
個人情報保護委員会	千葉県	本州四国連絡高速道路株式会社	日本年金機構
カジノ管理委員会	東京都	日本アルコール産業株式会社	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
金融庁	神奈川県	独立行政法人日本芸術文化振興会	独立行政法人自動車技術総合機構
消費者庁	新潟県	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(注釈1b)	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
総務省	富山県	株式会社国際協力銀行	独立行政法人国立公文書館
法務省	石川県	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	国立研究開発法人国立がん研究センター
外務省	福井県	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	国立研究開発法人国立成育医療研究センター
財務省	山梨県	独立行政法人日本貿易振興機構	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
文科科学省	長野県	株式会社日本政策金融公庫	国立研究開発法人国立国際医療研究センター
厚生労働省	岐阜県	地方公共団体金融機構	独立行政法人工業所有権情報・研修館
農林水産省	静岡県	独立行政法人国際交流基金	独立行政法人大学入試センター
経済産業省	愛知県	日本貨物鉄道株式会社(注釈1a及びg)	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
国土交通省	三重県	独立行政法人住宅金融支援機構	国立研究開発法人国立循環器病研究センター
環境省	滋賀県	独立行政法人労働政策研究・研修機構	独立行政法人国立病院機構(本部)(ブロック事務所・病院)
防衛省	京都府	独立行政法人国際協力機構	国立研究開発法人国立環境研究所
	大阪府	独立行政法人国際観光振興機構	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	兵庫県	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(注釈1c)	独立行政法人教職員支援機構
	奈良県	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	和歌山県	日本郵政公社を承継した機関	国立研究開発法人情報通信研究機構
	鳥取県	日本郵政株式会社	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
	島根県	日本郵便株式会社	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
	岡山県	株式会社ゆうちょ銀行	独立行政法人国立高等専門学校機構
	広島県	株式会社かんぽ生命保険	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	山口県	独立行政法人郵便貯金・簡保生命保険管理機構	独立行政法人国立文化財機構
	徳島県	日本中央競馬会	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
	香川県	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(注釈1a、d及びf)	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所(注釈h)
	愛媛県	国立研究開発法人科学技術振興機構	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
	高知県	独立行政法人日本学術振興会	独立行政法人国立青少年教育振興機構
	福岡県	独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人家畜改良センター
	佐賀県	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人国立美術館
	長崎県	日本たばこ産業株式会社(注釈g)	独立行政法人国立科学博物館
	熊本県	独立行政法人水資源機構	独立行政法人国立印刷局
	大分県	自転車競技法に従い競輪振興法人として指定された法人	国立研究開発法人防災科学技術研究所
	宮崎県	首都高速道路株式会社	独立行政法人酒類総合研究所
	鹿児島県	小型自動車走法に従い小型自動車競走振興法人として指定された法人	独立行政法人統計センター
	沖縄県	農林漁業団体職員共済組合	国立大学法人
	大阪市	消防団員等公務災害補償等共済基金	独立行政法人国立女性教育会館
	名古屋市中	成田国際空港株式会社	株式会社日本貿易保険
	京都市	地方競馬全国協会	国立研究開発法人土木研究所
	横浜市	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	独立行政法人経済産業研究所
	神戸市	独立行政法人国民生活センター	
	北九州市	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	
	札幌市	日本電信電話株式会社(注釈1f及びg)	
	川崎市	東日本電信電話株式会社(注釈1f及びg)	
	福岡市	西日本電信電話株式会社(注釈1f及びg)	
	広島市	独立行政法人北方領土問題対策協会	
	仙台市	沖縄振興開発金融公庫	
	千葉市	放送大学学園	
	さいたま市	独立行政法人中小企業基盤整備機構	
	静岡市	独立行政法人勤労者退職金共済機構	
	堺市	日本私立学校振興・共済事業団	
	新潟市	国立研究開発法人理化学研究所(注釈1b)	
	浜松市	四国旅客鉄道株式会社(注釈1a及びg)	
	岡山市	東京地下鉄株式会社(注釈1a)	
	相模原市	独立行政法人都市再生機構	
	熊本市 ※	独立行政法人福祉医療機構	
		西日本高速道路株式会社	

1 特定の機関に関する注釈

- 運送における運転上の安全に関する調達は、含まない。
- 核兵器の不拡散に関する条約の目的又は知的財産に関する国際的な合意に反する情報の開示がもたらされることのある調達は、含まない。放射性物質の利用及び管理又は原子力施設の緊急事態への対応を目的とする安全に関連する活動のための調達は、含まない。
- 地質調査及び地球物理学的調査に関する調達は、含まない。
- 広告サービス、建設サービス及び不動産に係るサービスの調達は、含まない。
- 民間会社との共同所有となる船舶の調達は、含まない。
- 公衆電気通信設備の調達及び電気通信の業務上の安全に関連するサービスの調達は、含まない。
- 建設サービス以外の付表 5 に掲げるサービスの調達は、含まない。
- 国立健康・栄養研究所のために行う調達以外の調達は、含まない。

2 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による調達に関しては、3に規定する注釈の規程を次のとおり適用する。

- 注釈 1a は、鉄道施設に関する活動についてのみ適用する。
- 注釈 1b は、旧日本国有鉄道の清算に関連する活動についてのみ適用する。
- 注釈 1c は、造船事業についてのみ適用する。

3 東日本旅客鉄道株式会社(注釈 1a 及び g)、東海旅客鉄道株式会社(注釈 1a 及び g)及び西日本旅客鉄道株式会社(注釈 1a 及び g)については、欧州連合がこれらの会社の削除への異議を撤回する時まで、この付表に規定する物品及びサービスに関し、A 群に含まれるものとみなす。この3の規程は、欧州連合による当該異議の撤回の通告が委員会に対して行われたときは、直ちに効力を失う。(欧州連合による異議の撤回を受け、平成 26 年 10 月 28 日付で WTO 政府調達協定の対象から除外された)

4 航空宇宙技術研究所については、欧州連合及びアメリカ合衆国がこの廃止された機関の削除への異議を撤回する時まで、この付表に規定する物品及びサービスに関し、B 群に含まれるものとみなす。この4の規定は、アメリカ合衆国及び欧州連合による当該異議の撤回の通告が委員会に対して行われたときは、直ちに効力を失う。
※熊本市については、政府調達に関する協定には含まれていないが、平成 24 年 4 月 1 日に政令指定都市に移行されている。

<参考>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に示す特殊法人等(平成 28 年 12 月 26 日施行)

首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四 国連絡高速道路株式会社、沖縄科学技術大学院大学学園及び日本中央競馬会

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康安全管理機構

工 事 調 達 に お け る
総 合 評 価 落 札 方 式 の
運 用 ガ イ ド ラ イ ン

令 和 3 年 1 0 月
中 部 地 方 整 備 局